

令和 7 年 10 月 (閉会中調査)

ごみ焼却施設等検討
特別委員会資料

1. 奈良市の2050年までの人口推計（年齢別）

総合政策部 総合政策課

(単位：人)

奈良市	実績値（国勢調査結果）						推計値					
	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総数	359,218	366,185	370,102	366,591	360,310	354,630	344,243	332,031	317,889	302,351	286,346	271,142
0~4歳	16,875	16,785	15,410	13,748	12,881	11,638	9,712	9,261	8,974	8,604	8,084	7,427
5~9歳	18,645	17,048	16,988	15,359	14,147	13,643	12,513	10,061	9,617	9,336	8,960	8,423
10~14歳	21,909	18,850	17,509	17,040	15,768	14,545	14,060	12,780	10,317	9,871	9,588	9,204
15~19歳	26,436	23,399	20,445	18,550	18,053	16,625	15,326	14,868	13,521	10,932	10,449	10,141
20~24歳	31,654	26,940	23,703	20,337	18,460	18,035	16,400	16,034	15,530	14,179	11,480	10,946
25~29歳	24,874	28,257	22,431	19,258	16,571	14,522	13,503	13,694	13,375	12,973	11,879	9,636
30~34歳	23,228	25,134	27,125	21,034	18,126	16,027	13,755	13,093	13,246	12,930	12,553	11,523
35~39歳	21,647	23,262	24,745	26,600	20,969	18,625	16,523	14,038	13,392	13,525	13,196	12,820
40~44歳	25,633	22,061	23,420	24,574	26,731	21,611	19,093	16,818	14,322	13,682	13,805	13,466
45~49歳	32,128	25,672	22,144	23,255	24,717	27,473	22,040	19,288	17,018	14,509	13,873	13,992
50~54歳	27,371	31,574	25,640	21,661	22,973	25,154	27,850	21,929	19,203	16,966	14,481	13,861
55~59歳	22,945	27,015	31,442	25,048	21,319	23,022	25,307	27,611	21,725	19,038	16,849	14,406
60~64歳	20,074	22,410	26,974	30,905	24,653	21,467	22,967	25,195	27,541	21,667	19,006	16,851
65~69歳	16,447	19,307	22,101	25,942	29,979	24,438	21,229	22,561	24,834	27,192	21,394	18,791
70~74歳	11,491	15,263	18,605	20,790	24,557	29,017	23,467	20,430	21,799	24,079	26,394	20,773
75~79歳	7,796	10,444	14,300	16,806	19,152	23,121	27,174	22,084	19,303	20,692	22,952	25,192
80~84歳	5,604	6,417	9,026	12,116	14,345	17,044	20,450	24,290	19,793	17,439	18,839	21,041
85~89歳	2,959	3,793	4,810	6,604	9,167	11,306	13,497	16,241	19,746	16,163	14,452	15,837
90歳以上	1,001	1,814	3,042	3,896	5,216	7,317	9,377	11,755	14,633	18,574	18,112	16,812
0~14歳 (年少人口)	57,429	52,683	49,907	46,147	42,796	39,826	36,285	32,102	28,908	27,811	26,632	25,054
	16%	14%	13%	13%	12%	11%	11%	10%	9%	9%	9%	9%
15~64歳 (生産年齢人口)	255,990	255,724	248,069	231,222	212,572	202,561	192,764	182,568	168,873	150,401	137,571	127,642
	71%	70%	67%	63%	59%	57%	56%	55%	53%	50%	48%	47%
65歳以上 (高齢者人口)	45,298	57,038	71,884	86,154	102,416	112,243	115,194	117,361	120,108	124,139	122,143	118,446
	13%	16%	19%	24%	28%	32%	33%	35%	38%	41%	43%	44%

(出展) 2020年までは総務省「国勢調査」

2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」※出生・死亡とも中位推計

3. 奈良市の過去20年間のごみ焼却量の実績及び2035年までのごみ焼却量の見通し

環境部 廃棄物対策課・クリーンセンター建設推進課

○ごみ焼却量の推移

	年度	実績値（t）
実績値	2005(平成17年度)	106,935
	2006(平成18年度)	105,548
	2007(平成19年度)	104,006
	2008(平成20年度)	103,136
	2009(平成21年度)	100,304
	2010(平成22年度)	97,471
	2011(平成23年度)	96,764
	2012(平成24年度)	95,610
	2013(平成25年度)	96,100
	2014(平成26年度)	93,600
	2015(平成27年度)	88,677
	2016(平成28年度)	85,618
	2017(平成29年度)	85,582
	2018(平成30年度)	83,977
	2019(令和元年度)	83,839
	2020(令和2年度)	80,213
	2021(令和3年度)	80,567
	2022(令和4年度)	78,342
	2023(令和5年度)	76,216
	2024(令和6年度)	73,666
推計値	年度	令和6年3月に公表した新クリーンセンター施設整備基本計画(案)の推計値（t）
	2025(令和7年度)	80,516
	2026(令和8年度)	79,874
	2027(令和9年度)	79,269
	2028(令和10年度)	78,687
	2029(令和11年度)	78,129
	2030(令和12年度)	77,589
	2031(令和13年度)	77,011
	2032(令和14年度)	76,447
	2033(令和15年度)	75,897
	2034(令和16年度)	75,353
	2035(令和17年度)	74,822
備考	新クリーンセンター施設整備基本計画(案) 作成時に、平成30年度から令和4年度までの ごみ焼却量の実績等をもとに算出した推計値。	左記の推計方法に準じて、令和2年度から 令和6年度までのごみ焼却量の実績等をも とに算出した推計値。

※実績値は、環境清美センターへ搬入された燃やせるごみ（家庭系、事業系）及び破碎可燃物の合計。
※表の数値は、製品プラスチックを含んだ値。

4. 奈良市が把握しているごみ焼却施設等の整備に係る国の交付金等の詳細な対象範囲と交付率がわかる資料

環境部 クリーンセンター建設推進課

循環型社会形成推進交付金交付要綱（抜粋）

令和7年4月1日施行

第2 定義

2. 交付対象事業

地域計画に掲げられた、別表1の第1項から第19項に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。）及び都道府県が実施する別表1の第20項に掲げる事業をいう。

第5 交付限度額

1. 交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。ただし、沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島については、別表2により算出した額を超えないものとする。なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{交付限度額} = 1/3 \times A + 1/2 \times B + 1/4 \times C$$

A : 別表1の第1項、第2項、第3項（高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備を除く。）、第4項（高効率発電に必要な設備を除く。）、第5項から第9項まで及び第11項から第15項までの事業（第13項のうち「浄化槽設置整備事業実施要綱」（平成6年10月20日付け衛生第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙。以下「浄化槽設置整備事業実施要綱」という。）に定める環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、第14項のうち「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」（平成6年10月20日付け衛生第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙。以下「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」という。）に定める環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は除く。）ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B : 別表1の第3項（高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に限る。）、第4項（高効率発電に必要な設備に限る。）、第10項の事業、第13項（浄化槽設置整備事業実施要綱に定める浄化槽災害復旧事業のうち、特定非常災害に指定され、かつ浄化槽の被害により当該市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じると見込まれる事業並びに環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業及び汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業に限る。）、第14項（公共浄化槽等整備推進事業実施要綱に定める環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業及び汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業に限る。）及び第20項ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

C : 別表1の第19項の事業として、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額（ただし、令和8年度までの間に限り、Aに掲げる事業として算出ができるものとする。）

別表1（循環型社会形成推進交付金の交付対象事業）

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1．マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2．分散型資源回収拠点施設	同上
3．エネルギー回収型廃棄物処理施設	同上
4．高効率ごみ発電施設 (平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第19項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。)	同上
5．廃棄物運搬中継施設	同上
6．有機性廃棄物リサイクル推進施設	同上
7．最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	同上
8．最終処分場再生事業	事業に要する費用
9．廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 (交付率1／3)	同上
10．廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 (交付率1／2) (し尿処理施設に限る。)	同上
11．漂流・漂着ごみ処理施設	施設の新設、増設に要する費用
12．コミュニティ・プラント	同上
13．浄化槽設置整備事業（少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業を除く。）	事業に要する費用
14．公共浄化槽等整備推進事業	同上
15．廃棄物処理施設基幹的設備改造事業 (エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設に限る。)	都道府県が策定する長期広域化・集約化計画に沿った集約化を行う場合に、集約化に向けた既存施設の更新時期の同期化を図る目的で、既存施設における老朽化した機械及び装置等の延命化を行うものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復される改造に係る事業に要する費用

16. 廃棄物処理施設基幹的設備改造（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業に要する費用
17. 可燃性廃棄物直接埋立施設（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	施設の新設、増設に要する費用
18. 焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	同上
19. 施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用
20. 長期広域化・集約化計画策定支援事業	中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）（令和6年3月29日環循適発第24032923号）に基づく長期広域化・集約化計画の策定のために必要な調査、協議会の設置・運営等に要する費用

備考

1. 令和10年度以降に新たに着工する別表1の第3項における交付限度額を算出する場合の要件に掲げる費用については、以下の定めるところにより算出するものとする。なお、(2)については沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島を除く。

(1) 循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）（令和6年3月29日環循適発第24032920号）（以下「施設規模算定通知」という。）に基づく施設規模を用いて算出された費用を上限値とする。なお、施設規模算定通知に基づき算出された施設規模を超える施設を整備する場合においては、次に掲げる式により算出された額とする。

施設規模算定通知に基づき算出された施設規模を超える施設を整備する場合の算定式

交付限度額を算出する場合に掲げる費用＝施設の新設に要する費用×A／B

A：施設規模算定通知に基づく施設規模

B：整備予定の施設規模

(2) 整備予定の施設規模に応じて、一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化について（通知）（令和6年3月29日環循適発第24032921号）別紙「施設規模ごとの焼却施設における交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）」に定める施設規模ごとの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）を適用するものとする。ただし、施設規模算定通知に基づき算出された施設規模を超える施設を整備する場合においては、(1)で算出された交付限度額を算出する場合に掲げる費用を整備予定の施設規模で除して算

出された建設トン単価と施設規模ごとの交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)を比較して低い建設トン単価を適用するものとする。

なお、適用する交付対象経費上限値は、着工から竣工までの全期間において着工年度における交付対象経費上限額とする。ただし、スライド条項を適用した場合に限り、スライド条項適用年度から竣工までの期間において、適用する交付対象経費上限額はスライド条項適用年度における交付対象経費上限額とすることができる。

2. 令和10年度以前に着工する事業であって、令和7年度から令和9年度の間において、要綱第5の第2項による交付を受ける場合においては、前項の規定によるものとする。
3. 公共浄化槽等整備推進事業には、PFI法第2条第5項に規定する選定事業者から施設を取得する事業又は当該選定事業者が所有する施設を浄化槽法（昭和58年法律第43号）第12条の6の規定に基づき市町村が公共浄化槽として管理する事業を含む。

一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の設定による施設規模の適正化について(通知)に係る建設トン単価上限値の変更について(抜粋)

令和7年3月31日

(別紙) 施設規模ごとの一般廃棄物焼却施設における交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)

(令和6年度着工に適用する上限値)

施設規模	交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)
30t/日未満	—/ (t/日)
30t/日以上 50t/日未満	150百万円/ (t/日)
50t/日以上 100t/日未満	130百万円/ (t/日)
100t/日以上 150t/日未満	107百万円/ (t/日)
150t/日以上 200t/日未満	95百万円/ (t/日)
200t/日以上 250t/日未満	88百万円/ (t/日)
250t/日以上 300t/日未満	82百万円/ (t/日)
300t/日以上 350t/日未満	78百万円/ (t/日)
350t/日以上 400t/日未満	75百万円/ (t/日)
400t/日以上 450t/日未満	72百万円/ (t/日)
450t/日以上 500t/日未満	70百万円/ (t/日)
500t/日以上 550t/日未満	68百万円/ (t/日)
550t/日以上 600t/日未満	66百万円/ (t/日)
600t/日以上	64百万円/ (t/日)

(令和7年度以降の着工に適用する上限値)

施設規模	交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)
30t/日未満	—/ (t/日)
30t/日以上 50t/日未満	155百万円/ (t/日)
50t/日以上 100t/日未満	134百万円/ (t/日)
100t/日以上 150t/日未満	110百万円/ (t/日)
150t/日以上 200t/日未満	98百万円/ (t/日)
200t/日以上 250t/日未満	91百万円/ (t/日)
250t/日以上 300t/日未満	85百万円/ (t/日)
300t/日以上 350t/日未満	81百万円/ (t/日)
350t/日以上 400t/日未満	77百万円/ (t/日)
400t/日以上 450t/日未満	74百万円/ (t/日)
450t/日以上 500t/日未満	72百万円/ (t/日)
500t/日以上 550t/日未満	70百万円/ (t/日)
550t/日以上 600t/日未満	68百万円/ (t/日)
600t/日以上	66百万円/ (t/日)

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（抜粋）

令和7年4月1日施行

7. 事業費の費目の内容及び算定方法について

- (1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表1及び別表2の第I欄及び第II欄並びに別表3-1、別表3-2及び別表4の第1欄及び第2欄、別表5の交付金上限額（うち管工事費分）に掲げるものとする。なお、様式第1「交付金交付申請書」及び様式第3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。
- (2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1及び別表2の第I欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第IV欄に掲げる基準額並びに別表3-1、別表3-2及び別表4の第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。
- (3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

20. 交付対象事業の範囲

交付対象事業は、次に掲げる事業であって、交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること（ただし、浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業、施設整備に関する計画支援事業及び長期広域化・集約化計画策定支援事業についてはこの限りではない。）。

(1) 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものであり、交付要綱別表1の第1項から第7項まで、第12項、第17項及び第18項の事業とし、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業（交付要綱別表1の第2項の事業として分散型資源回収拠点施設を整備する際は、廃焼却施設の跡地を利用しない場合であっても対象とする。）並びに必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 廃棄物運搬中継施設については、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴って整備するものに限る。

イ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設については、エネルギー回収率22.0%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、あらかじめ、ごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI等の民間活用、廃棄物処理の有料化及び交付限度額に対する単年度交付額の平準化等について検討、一般廃棄物会計基準の導入を行い、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ウ エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

エ. 上記イ. のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、エネルギー回収率26.0%相当以上（規模により異なる。）の施設であること、整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすこと及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

オ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ固形燃料（ RDF）化施設等の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料（ RDF）利用施設等へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。

カ. ごみ固体燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固体燃料（RDF）化等施設については、「ごみ固体燃料の適正管理対策について」（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）の「4. ごみ固体燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

キ. マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設及び廃棄物運搬中継施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

ク. 高効率ごみ発電施設については、発電効率23%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力300t／日以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。）及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ケ. 上記ク. のうち、高効率ごみ発電施設について、高効率発電に必要な設備を整備する場合は、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすものに限る。

コ. 有機性廃棄物リサイクル推進施設において、前処理設備として汚泥濃縮装置（移動式を含む）を整備する場合は、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一的な整備事業であって、原則として、複数の施設が共同して本装置を効率的に使用する計画に基づくものに限る。

サ. 可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。

シ. 分散型資源回収拠点施設については、整備する施設で回収する品目に生ごみ、廃食用油、剪定枝のいずれかを含むこととし、同施設における廃棄物の予定回収量、リサイクル率、回収物の再生手法及び再生材の用途並びに施設規模を地域計画に記載するものに限る。

また、整備する施設は1施設あたり人口5万人程度を対象とする。

（6）施設整備に関する計画支援に係る事業

施設整備に関する計画支援に係る事業とは、交付対象事業である施設整備事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等（施設の集約化に係るものも含む）を行うものであり、交付要綱別表1の第19項の事業とする。

22. 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄における別に定める施設とは、エネルギー回収型廃棄物処理施設、廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）、有機性廃棄物リサイクル推進施設及び最終処分場とする（ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設、廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）及び有機性廃棄物リサイクル推進施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される場合、また、最終処分場については、既存の最終処分場に東日本大震災により生じた災害廃棄物を埋立処分した市町村が新たに最終処分場を整備する場合でその量に見合った部分についてはこの限りでない）。また、当該廃棄物処理施設等の範囲には、設備の予備品・消耗品・工具及び備品（次の（1）から（9）、（11）から（13）に該当する備品は除く。）は含まれないものとする。

（1）マテリアルリサイクル推進施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②破碎・破袋設備

③圧縮設備

④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備

⑤中古品・不用品の再生を行うための設備

- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
 - ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
 - ⑧分別収集回収拠点の整備
 - ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
 - ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
 - ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
 - ⑫燃焼ガス冷却設備
 - ⑬排ガス処理設備
 - ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
 - ⑮通風設備
 - ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
 - ⑰搬出設備
 - ⑱排水処理設備
 - ⑲換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑳冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ㉑消火設備その他火災防止に必要な設備
 - ㉒前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ㉓前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
 - ㉔前各号の設備の設置に必要な建築物
 - ㉕管理棟
 - ㉖構内道路
 - ㉗構内排水設備
 - ㉘搬入車両に係る洗車設備
 - ㉙構内照明設備
 - ㉚門、囲障
 - ㉛搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
 - ㉜電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ㉝前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
- イ. アの⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。
ウ. アの⑧は令和7年3月31日までに承認を受けた地域計画に掲げられた事業に限る。

（3）エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設

- ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。
- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ⑤燃焼ガス冷却設備
- ⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備（灰固化設備を含む。）
- ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪搬出設備
- ⑫排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑮薬剤、水、燃料の保管のための設備
- ⑯消火設備その他火災防止に必要な設備
- ㉗前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ㉘前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品

(ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。)

⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

⑰搬入車両に係る洗車設備

⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑲前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑯の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

別表1

I 算定基準

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
工 事 費	本 工 事 費	(直接工事費)	<p>材 料 費 別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。</p> <p>労 務 費 別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>直 接 経 費 直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。</p> <p>このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。</p>
		(間接工事費)	<p>共通仮設費 間接工事費のうち、共通仮設費については、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、跡片付け整地等に要する費用 (3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用 (5) 技術管理に要する費用 (6) 現場事務所、労務者宿舎及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。）

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額								
			<p>(7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）</p> <p>(8) 交通の管理、安全施設に要する費用の合計額をいう。</p> <p>營繕損料については、直接工事費と共に仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <table> <tr> <td>(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500 万円以下の場合</td> <td style="text-align: right;">2.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 純工事費が 500 万円を超え 1,000 万円以下の場合</td> <td style="text-align: right;">1.9%</td> </tr> <tr> <td>(3) 純工事費が 1,000 万円を超え 3,000 万円以下の場合</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>(4) 純工事費が 3,000 万円を超える場合</td> <td style="text-align: right;">1.0%</td> </tr> </table> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p>	(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500 万円以下の場合	2.5%	(2) 純工事費が 500 万円を超え 1,000 万円以下の場合	1.9%	(3) 純工事費が 1,000 万円を超え 3,000 万円以下の場合	1.5%	(4) 純工事費が 3,000 万円を超える場合	1.0%
(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500 万円以下の場合	2.5%										
(2) 純工事費が 500 万円を超え 1,000 万円以下の場合	1.9%										
(3) 純工事費が 1,000 万円を超え 3,000 万円以下の場合	1.5%										
(4) 純工事費が 3,000 万円を超える場合	1.0%										

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
		<p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる</p> <p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100 万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100 万円を超え 200 万円以下の場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200 万円を超え 500 万円以下の場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500 万円を超え 800 万円以下の場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800 万円を超え 2,000 万円以下の場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000 万円を超え 3,000 万円以下の場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000 万円を超え 5,000 万円以下の場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000 万円を超え 10,000 万円以下の場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が 10,000 万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p> <p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の 2 分の 1 に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p>	

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000 万円以下の場合 12.5%</p> <p>(2) 純工事費が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000 万円を超え 5,000 万円以下の場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000 万円を超え 7,000 万円以下の場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000 万円を超える場合 7.5%</p>
	一般管理費		<p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500 万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500 万円を超え 1,000 万円以下の場合 13.5%</p> <p>(3) 工事原価が 1,000 万円を超え 4,000 万円以下の場合 13.0%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(4) 工事原価が 4,000 万円を超える場合 10,000 万円以下の場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が 10,000 万円を超える場合 20,000 万円以下の場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が 20,000 万円を超える場合 11.5%</p>
付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工 事 費 門 囲 障 等 工 事 費 そ の 他 工 事 費		<p>施設整備の付帯工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。 なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。</p>
廃焼却施設解体費			廃焼却施設の解体に当たっては、解体工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し、承認を得た額。
用地費及び補 償 費			用地取得（別に定める施設の用地費を除く。）及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し、承認を得た額。
調 査 費			調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。
工 事 雜 費			工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 1.0%

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額												
事務費	旅費及び 庁 費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <table> <tr> <td>(1) 工事費が 5,000 万円以下の場合</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 工事費が 5,000 万円を超え 10,000 万円以下の場合</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>(3) 工事費が 10,000 万円を超え 30,000 万円以下の場合</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>(4) 工事費が 30,000 万円を超え 50,000 万円以下の場合</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>(5) 工事費が 50,000 万円を超え 100,000 万円以下の場合</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>(6) 工事費が 100,000 万円を超える場合</td> <td>0.5%</td> </tr> </table>	(1) 工事費が 5,000 万円以下の場合	3.5%	(2) 工事費が 5,000 万円を超え 10,000 万円以下の場合	3.0%	(3) 工事費が 10,000 万円を超え 30,000 万円以下の場合	2.5%	(4) 工事費が 30,000 万円を超え 50,000 万円以下の場合	2.0%	(5) 工事費が 50,000 万円を超え 100,000 万円以下の場合	1.0%	(6) 工事費が 100,000 万円を超える場合	0.5%
(1) 工事費が 5,000 万円以下の場合	3.5%														
(2) 工事費が 5,000 万円を超え 10,000 万円以下の場合	3.0%														
(3) 工事費が 10,000 万円を超え 30,000 万円以下の場合	2.5%														
(4) 工事費が 30,000 万円を超え 50,000 万円以下の場合	2.0%														
(5) 工事費が 50,000 万円を超え 100,000 万円以下の場合	1.0%														
(6) 工事費が 100,000 万円を超える場合	0.5%														

備 考

事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、営繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、工事雑費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費等）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。

付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撤水機、滅菌機、ブロアー、ボイラ、加温設備、汚泥かき寄機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベア、レンガ、ストッカー、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を發揮するものをいう。)

ただし、現場加工されるものを除く。

II 費用の説明

交付対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費及び工事雑費に、また事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

1. 「本工事費」とは

(1) 直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。

(2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材料費 工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労務費 直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。

ウ. 直接経費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特許使用料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水道光熱電力料 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機械器具損料 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。

(3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運搬費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準備費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるもの）を除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

(ウ) 仮設費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。

(エ) 役務費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。

(オ) 技術管理費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。

(カ) 営繕損料 現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。

(キ) 労務者輸送費 労務者輸送に要する費用をいう。

(ク) 安全費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。

ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。（特殊製品については付表参照）

(4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。

(5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。

ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。

イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。

ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。

(6) 「廃焼却施設解体費」とは、廃止された廃棄物焼却施設の解体に要する費用をいう。

(7) 「用地費及び補償費」とは、工事の施工に必要な最小限度の土地等の買収及び借料並びに工事施工によって生じた家屋、立木、その他の財産権の侵害による損失並びに物権の移転に伴う損失に対する

る補償に要する費用（補償金に換え直接施工する補償工事に要する経費及び代替用地に対する差額補償費を含む。）をいう。

(8)「工事雑費」とは、交付対象事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金等、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雑役務費、連絡旅費、及び工程に関係ある職員の給与（退職手当金を除く。）並びにこの費目から賃金等又は給与が支弁される者に係る交付対象事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。

2.「事務費」とは、交付対象事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び宿費〔賃金等（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費）、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の入件費並びに物件費〕をいう。

III 交付対象事業費の算定要領

1. 工事費について

(1) 本工事費及び付帯工事費の区分

ア. 本工事は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備の設置に係る工事費

(イ) (ア) 設備を補完する設備のうち、管理棟の設置に係る工事費

イ. 付帯工事費は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備を補完する設備（管理棟を除く。）の設置に係る工事費

(イ) 施設の設置に必要な最小限度の用地の造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）

(ウ) 電気、ガス、水道等の引込み工事に係る負担金

(エ) 前各号に掲げる工事等以外のものであって、必要最小限度の付帯工事

(2) 直接工事費

ア. 材料費は、次のものについて算定すること。

(ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができる。

(イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとすること。

イ. 労務費は、次のものについて算定すること。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであり、別に定める工事標準歩掛表に基づいて算定するものとすること。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとすること。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができる。

(3) 特殊製品

特殊製品とは、管理された工場において、原材料を混合及び成型または組立を行う等加工工程を経て生産し、一般に市販されている製品等であって、設計積算に当たって購入（特注を含む。）の上使用することを予定しているものであること。

特殊製品は、交付取扱要領別表1の付表に掲げるもののほか次のもの等が該当する。

i. コンクリート製品

① ブロック（積、張、平、連節、根固、消波、空洞、縁石、U型、L型、枠、境界、歩道）

② 杣（境界、P C、R C）

③ 板（P C、R C）

- ④ 柱（P C、R C）
- ⑤ 矢板（P C、R C）
- ⑥ 管（ヒューム、P C、R C、無筋コンクリート）
- ⑦ 集水桟、街蓋、方格材、R C 桁、柵、ボックスカルバート、組立擁壁

ii. 鉄鋼及び金属製品

- ① 桁（I 形鋼、H 形鋼、溝形鋼、山形鋼）
- ② 杭（H 形鋼、钢管、簡易鋼）
- ③ 鋼柱（照明、標識）
- ④ 矢板（鋼、簡易鋼、钢管）
- ⑤ 管（鋼、鉄、コルゲート）
- ⑥ 支保工用 H 形鋼
- ⑦ 簡易組立式橋梁、組立式歩道、ライナープレート、覆工板
- ⑧ ガードレール、ガードロープ、フェンス、ガードパイプ、落石防止柵、道路鉢、舗装用鉄鋼、鋼格子床板

iii. ゴム・合成樹脂製品

- ① 合成樹脂管
- ② ドレンホース
- ③ 吸出防止材

iv. 電気製品

電気材料及び機器

v. その他

- ① 石綿管
- ② 陶管
- ③ 視線誘導票、標識、カーブミラー、情報板、吸防音壁、落石防止網、タイル、消雪パイプ
- ④ 繙手

vi. 半製品

- ① 生コンクリート
- ② 生アスファルト合材
- ③ 凍結防止材

(4) 管理棟に係る工事費

管理棟に係る工事費は、次に掲げるものについて算定すること。

- ① 管理事務室、② 管理制御室、③ 作業員控室、④ 試験室、⑤ 宿直、⑥ 仮眠室、⑦ 浴室、⑧ 更衣室、⑨ 湯沸室、⑩ 食堂、⑪ 洗面所、⑫ 換気設備、⑬ 冷暖房設備、⑭ 通信設備、⑮ 昇降機、⑯ その他施設の管理に必要な設備

(5) 構内道路に係る工事費

構内道路に係る工事費は、廃棄物の搬入車輛の搬入・退出・焼却残さ等の搬出及び施設の維持管理に必要な車輛等の通行に必要な構内道路及び必要最小限度の駐車場の整備に要する経費であること。

(6) 構内排水設備に係る工事費

構内排水に必要な設備に係る工事費は、雨水の排除、場内清掃等に伴って生ずる汚水の排除等に必要な設備に要する経費であること。

なお、建築物又は構内道路と一体となっているものについては、それぞれの工事費において算定されること。

(7) 洗車設備に係る工事費

洗車設備に係る工事費は、搬入車輛の単位時間当たりの台数に見合う必要最小限度の設備に要する経費であること。

なお、洗車汚水の処理に係る設備については、排水処理設備に係る工事費において算定されるものであること。

(8) 構内照明設備に係る工事費

構内照明設備に係る工事費は、施設の管理に必要な照明設備（建築物と一体となっているものは除く。）の整備に要する経費であること。

(9) 門、囲障に係る工事費

門、囲障に係る工事費は、施設の管理に必要なものであって施設外周の門、囲障の整備に必要な最小限度の工事に要する経費であること。

(10) 搬入道路等に係る工事費

搬入道路等に係る工事費は、主として廃棄物の搬入、車輌の搬入・退出・焼却残さ等の搬出等に必要な道路等の整備に要する経費であること。

(11) 廃焼却炉の解体に係る工事費

廃焼却炉の解体に係る工事費は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下である場合及び廃棄物処理施設（交付対象となる全ての廃棄物処理施設）を整備する場合の当該廃焼却炉の解体に要する経費であること。

また、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業においては、ダイオキシン濃度が3ng/g以上の濃度の場合にあっては、解体後5年以内（解体の翌年度から起算）に上記施設の整備に着手すれば対象となること。

なお、解体撤去に係る費用が施設の整備に要する費用を上回る場合においても交付の対象となること。ただし、解体後、地域計画に定めた期間内に廃棄物処理施設の整備に着手しない場合は、交付金の返還をすること。

2. 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ環境大臣に協議し、その承認を得たものに限って算定することができること。

マテリアルリサイクル推進施設

(別紙1)

交付対象となる設備 (循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 「22. 交付の対象となる廃棄物 処理施設等の範囲」)	代表的な設備の例
① 受入・供給設備	計量機、プラットホーム、プラットホーム出入口扉、ごみ投入扉、ダンピングボックス、貯留ピット、ごみクレーン、ストックヤード、薬液噴霧装置、各種受入ホッパ、各種供給コンベヤ、コンテナ受入装置、コンテナ搬送装置、コンテナ反転装置、コンテナ洗浄装置、灰ピット、灰汚水沈殿槽、灰汚水槽、灰クレーン、受入貯留槽、切出し装置、灰搬送設備 等
② 破碎・破袋設備	低速回転式破碎機、高速回転式破碎機投入コンベヤ、供給フィーダ、高速回転式破碎機、各破碎機防爆用送風機、排出コンベヤ、破碎物搬送コンベヤ、プラスチック製容器包装破袋機、ペットボトル破袋機・除袋機、袋搬送コンベヤ、缶破袋機・除袋機 等
③ 圧縮設備	金属プレス機、可燃物圧縮装置、プラスチック製容器包装圧縮梱包機、ペットボトル圧縮梱包機、スチール缶ホッパ、アルミ缶ホッパ、缶類圧縮機 等
④ 選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備	磁選機、風力選別機、破碎磁性物搬送コンベヤ、粒度選別機投入コンベヤ、粒度選別機、可燃物搬送コンベヤ、アルミ選別機投入コンベヤ、不燃物搬送コンベヤ、アルミ選別機、破碎アルミ搬送コンベヤ、手選別コンベヤ、選別物搬送コンベヤ、不適物搬送コンベヤ、びん自動色選別装置、びん破碎機、残渣搬送コンベヤ 等
⑩ その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備	豪雪地域における除雪のための設備（除雪車を格納する車庫など） 等
⑪ 灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備	ふるい分け装置、磁選機、乾燥装置、破碎機、アルミ選別機、一時貯留設備、前処理物貯留搬出設備、灰供給コンベヤ、灰溶融炉（電気式・燃料燃焼式）、二次燃焼装置、定量供給装置、スラグ排出装置、塩基度調整剤貯留・供給装置 等
⑫ 燃焼ガス冷却設備	ガス冷却ダクト、ガス冷却送風機、溶融ガス減温塔、ボイラ 等
⑬ 排ガス処理設備	集じん器、HCl, SOx 除去設備、NOx 除去設備、ダイオキシン類除去設備 等

⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）	温水供給設備、高温水設備、給湯用温水設備等
⑮通風設備	押込送風機、風道、空気予熱器、誘引送風機、煙道、煙突 等
⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）	スラグ・メタル冷却装置、スラグ・メタル排出コンベヤ、貯留設備（ピット、ヤード、バンカ）、搬出設備（スラグクレーン）、後処理設備（破碎（摩碎）機、磁選機、アルミ選別機）、溶融飛灰貯留槽、定量供給装置、混練機、薬剤添加装置、処理物搬送コンベヤ、処理物バンカ 等
⑰搬出設備	プレス品搬出コンベヤ、可燃物貯留バンカ、不燃物貯留バンカ、破碎磁性物貯留バンカ、破碎アルミ貯留バンカ、各種貯留ヤード、梱包品搬出コンベヤ、缶圧縮品搬出コンベヤ 等
⑱排水処理設備	有機系排水用スクリーン、汚水受槽、計量槽、薬品混合槽、凝集沈殿槽、処理水槽、汚泥槽、薬品タンク、汚泥濃縮槽、汚水ポンプ類、薬品注入ポンプ、ろ過装置、汚泥処理装置、生活排水処理設備（浄化槽） 等
⑲換気、除じん、脱臭等に必要な設備	サイクロン、バグフィルタ、集じん物搬送コンベヤ、排風機、脱臭装置、脱臭用排風機、ダクト類 等
㉑前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備	受配変電盤設備、電力監視設備、低圧配電設備、動力設備、非常用発電設備、無停電電源装置、計装設備、各水槽類、各ポンプ類、雑用空気圧縮機、洗車装置、説明用映写設備 等
㉒管理棟	管理事務室、管理体制御室、作業員控室、試験室、宿直（室）、仮眠室、浴室、更衣室、湯沸室、食堂、洗面所、換気設備、冷暖房設備、通信設備、昇降機、玄関、研修室、会議室、来場者用通路、見学ホール、その他施設の管理、見学者対応に必要な設備 等
㉓構内道路	車輌等の通行に必要な構内道路、駐車場の整備等
㉔搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備	車輌等の通行に必要な道路等 等

エネルギー回収型廃棄物処理施設

(別紙2)

交付対象となる設備 (循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 「22. 交付の対象となる廃棄物 処理施設等の範囲」)	代表的な設備の例
①受入・供給設備	計量機、プラットホーム、プラットホーム出入口扉、投入扉、ダンピングボックス、ごみピット、ごみクレーン、脱臭装置、薬液噴霧装置 等
②前処理設備	前処理破碎機(可燃性粗大ごみ処理装置)、前処理破碎機(ガス化溶融) 等
④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備	ごみ投入ホッパ・シート、給じん装置、燃焼装置、炉駆動用油圧装置、焼却炉本体、落じんホッパシート、助燃油貯留槽、助燃油移送ポンプ、助燃バーナ、再燃バーナ 等
⑤燃焼ガス冷却設備	ボイラ本体、ボイラ鉄骨・落下灰ホッパシート、ストーブロワ、ボイラ給水ポンプ、脱気器、脱気器給水ポンプ、ボイラ用薬液注入装置、連続ブロー装置、高圧蒸気だめ、蒸気復水器、復水タンク、純水装置、純水タンク、純水移送ポンプ、ガス冷却室、噴射ノズル、噴射水加圧ポンプ、ガス冷却用空気圧縮機 等
⑥排ガス処理設備(湿式法の設備を除く。)	減温塔本体、噴射ノズル、噴射水ポンプ、ろ過式集じん器本体、ろ布、リテーナ、ダスト搬出装置、温風循環装置、消石灰貯留槽、消石灰定量供給装置、活性炭貯留槽、活性炭定量供給装置、薬剤供給プロワ、薬剤吹込みノズル、飛灰循環装置、脱硝反応塔、アンモニア水貯槽、アンモニア水供給ポンプ、アンモニア噴霧ノズル、アンモニア除去装置、 等
⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	蒸気タービン、減速装置、潤滑装置、タービンバイパス装置、発電機、場内・場外余熱利用設備 等
⑧通風設備	押込送風機、二次押込送風機、排ガス循環送風機、空気予熱器、排ガス再加熱器、風道、煙道、誘引通風機、煙突(内筒) 等
⑨灰出し設備(灰固化設備を含む。)	湿式コンベア、灰押出装置、落じんコンベア、灰搬出装置、灰ピット、灰クレーン、灰バンカ、飛灰搬出装置、飛灰処理貯留槽、飛灰供給装置、混練機、薬剤添加装置、処理物搬送コンベア、処理物バンカ 等

⑫排水処理設備	ごみピット排水移送ポンプ、ごみ汚水ろ過器、ろ液貯留槽、ろ液噴霧ポンプ、ろ液噴霧器、ポンプ・プロワ類、ろ過装置、等
⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備	雑用空気圧縮機 等
⑭前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備	<p>【電気設備】 柱上気中開閉器、高圧受電盤、高圧配電盤、高圧変圧器、高圧進相コンデンサ、電力監視盤、低圧配電設備、動力制御盤、現場制御盤、現場操作盤、中央監視操作盤、タービン発電設備、非常用発電設備、無停電電源装置 等</p> <p>【計装設備】 一般計装センサー、大気質測定機器、ITV 装置、計装用空気圧縮機、制御装置、等</p> <p>【給水設備】 プラント用水受水槽、機器冷却水受水槽、井水受水槽、再利用水受水槽、機器冷却水揚水ポンプ、再利用水揚水ポンプ、機器冷却水冷却塔、機器冷却水薬注装置 等</p>
⑮前各号の設備の設置に必要な建築物	受入・供給設備、前処理設備、固形燃料化設備等、燃焼設備等、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備(湿式法の設備を除く。)、余熱利用設備・エネルギー回収設備、通風設備、灰出し設備(灰固化設備を含む。)、残さ物等処理設備(資源化設備を含む。)、換気、除じん、脱臭等に必要な設備、薬剤、水、燃料の保管のための設備 等

1-4 交付（補助）対象事業及び交付（補助）率

地域計画（施設整備交付金については、地域計画及び災害廃棄物処理計画）に掲げられた次の事業等（経過措置として実施している事業及び一部の地域のみを対象とする事業は記載を省略。）をいう。【表1-2 参照。詳細は第4章 交付率・補助率の早見表による。】

表1-2 各交付金及び補助金の対象事業

交付対象事業	循環交付金	施設整備交付金	二酸化炭素交付金	二酸化炭素補助金
マテリアルリサイクル推進施設	1/3	1/3	—	—
分散型資源回収拠点施設	1/3	1/3	—	—
エネルギー回収型廃棄物処理施設	1/2、1/3	1/2、1/3	1/2、1/3	1/2、1/3
廃棄物運搬中継施設	1/3	1/3	—	—
有機性廃棄物リサイクル推進施設	1/3	—	—	—
最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	1/3	1/3	—	—
最終処分場再生事業	1/3	1/3	—	—
廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/3）	1/3	1/3	—	—
廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/2）	1/2	1/2	—	1/2 ^{注1)}
廃棄物処理施設基幹的設備改造事業 ^{注2)}	1/3	1/3	—	—
廃棄物処理施設への先進的設備導入事業	—	—	1/2	—

漂流・漂着ごみ処理施設	1/3	—	—	—
コミュニティ・プラント	1/3	—	—	—
施設整備に関する計画支援事業	1/4 ^{注3)}	1/4 ^{注3)}	1/4 ^{注3)}	—
災害廃棄物処理計画策定支援事業	—	1/3	—	—

注1) エネルギー回収型廃棄物処理施設に限る。

注2) エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設に限る。

注3) 令和8年度までの間に限り、交付率1/3事業として算出することができるものとする。

1-5 主な交付（補助）対象事業及び対象施設

（1）マテリアルリサイクル推進施設

廃棄物を材料・原料利用するために、選別・圧縮等の資源化を行うこと（資源リサイクル）を目的とした施設

① リサイクルセンター

廃棄物（不燃物・可燃物）の選別等を行うことにより、資源化（リサイクル）を進めるための施設、または不用品の補修、再生品の展示をとおしてリユースを進め、さらに3Rの普及啓発等を行うための機能も含む

② ストックヤード

分別収集された資源ごみ（びん、缶、ペットボトル等）、リサイクルセンターで選別・圧縮された資源ごみを、資源として有効利用するため、搬出するまで一時的に保管する施設

③ 灰溶融施設

熱回収施設等から排出される焼却残さ（焼却灰等）を溶融固化物（いわゆる溶融スラグ）に加工処理し、焼却灰のリサイクルを推進する施設

④ 容器包装リサイクル推進施設

分別収集回収拠点、資源ごみの保管施設や圧縮設備等を整備することにより、容器包装リサイクル分別収集体制を整備する事業

(3) エネルギー回収型廃棄物処理施設

廃棄物を焼却した際の熱を蒸気エネルギーとして回収し、または、ガス化改質し発電等の余熱利用を行う施設、廃棄物をバイオガスに転換し、発電等の余熱利用を行う施設及び廃棄物をバイオディーゼル燃料、ごみ固形燃料、改質ガス等の燃料等に転換する施設

① 熱回収施設（ガス化溶融を含む焼却）

熱分解、溶融等の単位反応を単独、又は組み合わせて適用することにより、ごみを高温酸化して容積を減じ、残さ又は溶融固形物に変換する施設。具体的には、ストーク式等各種の燃焼方式の燃焼装置を有するごみ焼却施設、または、ごみを熱分解した後、発生ガスを燃焼又は回収（改質）する装置を有する熱分解と溶融を行う施設

② ごみ燃料化施設（RDF、BDF、炭、エタノール燃料、木材チップ等）

廃棄物を圧縮処理、化学反応処理、熱分解処理等を行うことにより、廃棄物に含まれているエネルギー源を回収する施設

第3章 交付・補助対象施設毎の設備の例

3-1 施設の新設・増設

(1) リサイクルセンター

1) 施設概要

廃棄物（不燃物・可燃物）の選別等を行うことにより、資源化（リサイクル）を進めるための施設です。また、不用品の補修、再生品の展示をおしてリユースを進め、さらに3Rの普及啓発等を行うための施設です。

2) 処理フロー図の例

リサイクルセンターの処理フロー図の一例を下記に示す。なお、例であり設備構成は必ずしも下図に限らないことに留意されたい。

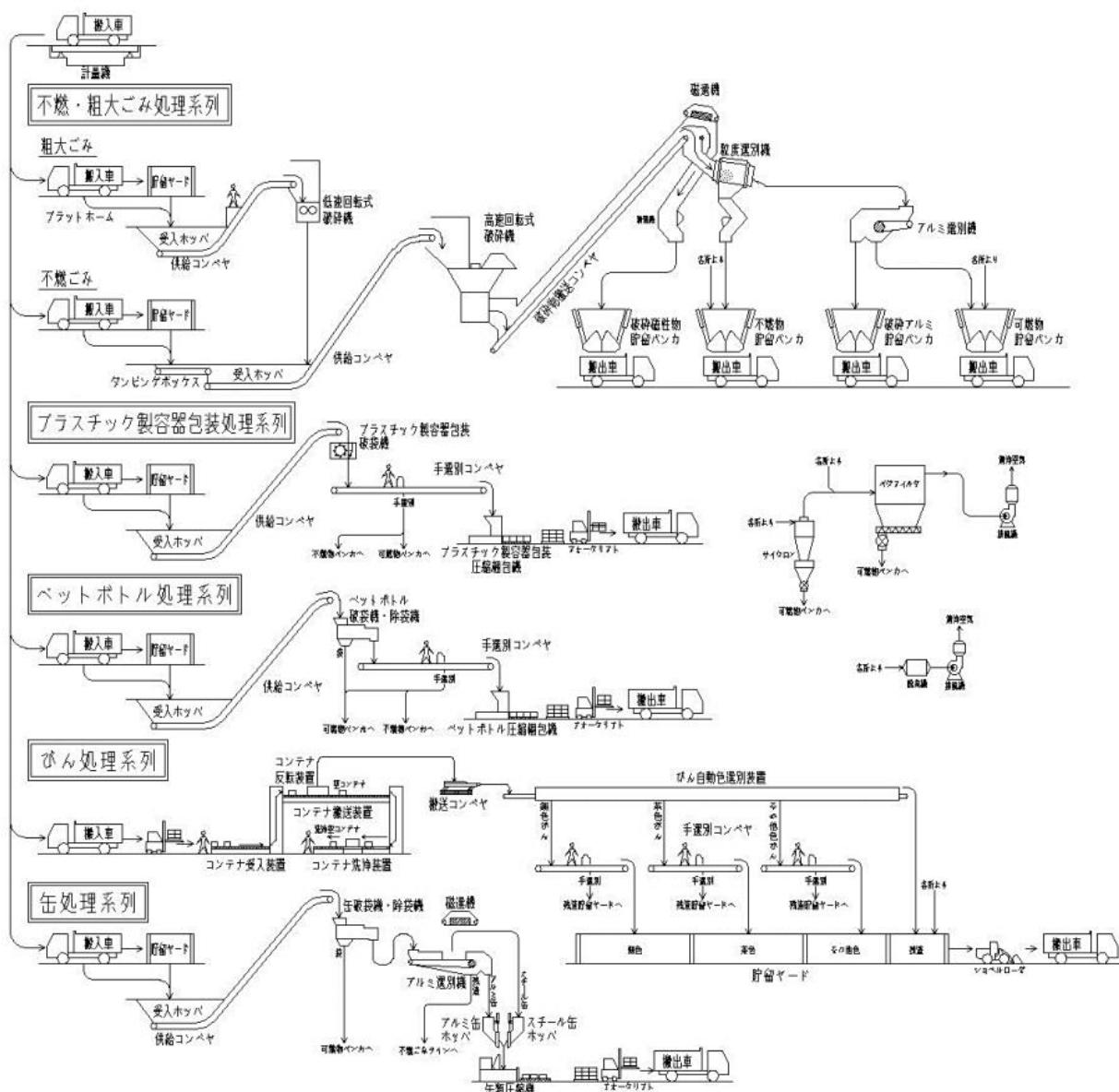


図 3-1-1 処理フロー図の例

3) 設備構成

主要な設備構成は以下のとおりである。

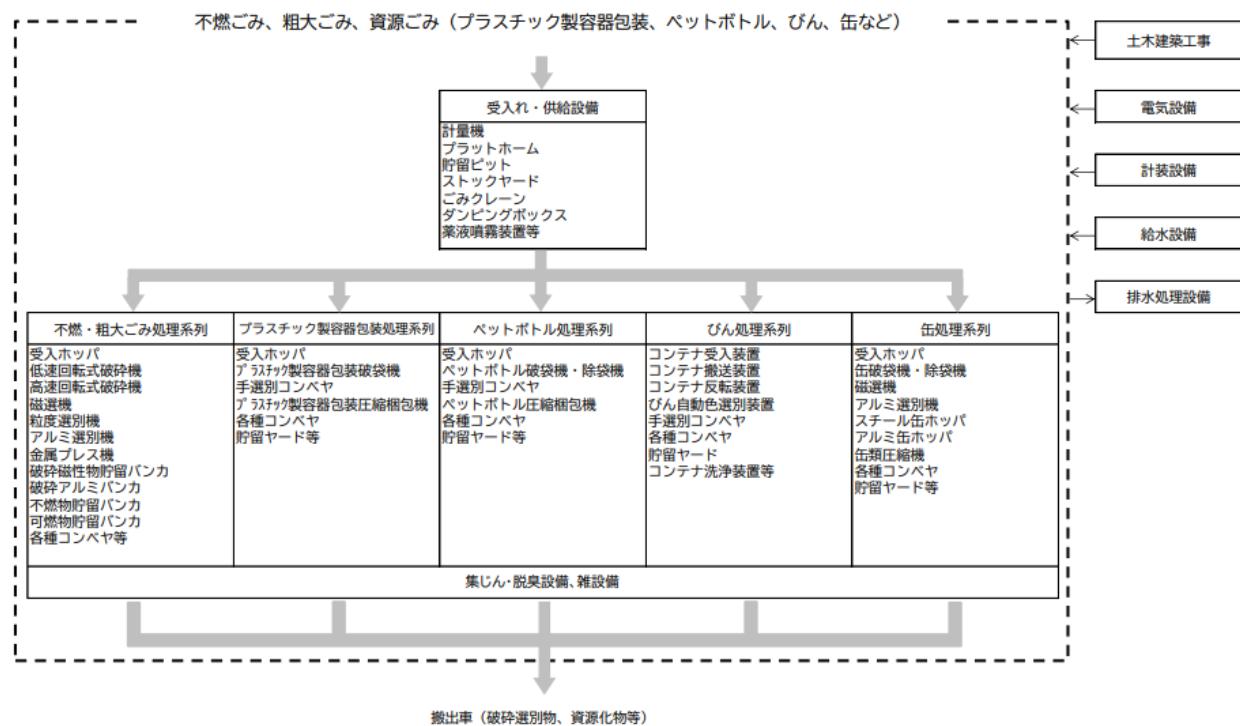


図 3-1-2 設備構成

表 3-1-1 構成設備の概要¹

設 備		概 要
機械設備工事	受入れ・供給設備	搬入されるごみ量、搬出される資源化量等を計量する計量機、搬入・退出車路、ごみ収集車が貯留ピットやストックヤードにごみを受け入れるために設けられるプラットホーム、プラットホームと貯留ピットを遮断するためのごみ投入扉、貯留ピットからごみを受入れホッパに投入するごみクレーン、危険物・処理困難物及び有価物の選別作業を行うダンピングボックス、プラットホーム等の防臭対策を行う薬液噴霧装置等である。
	不燃・粗大ごみ処理系列	受け入れた不燃・粗大ごみをごみクレーンやショベルローダ等で投入する受入れホッパ、不燃・粗大ごみを搬送、選別しやすくするために破碎する低速回転式破碎機、高速回転式破碎機、破碎ごみから鉄類を回収する磁選機、鉄類を回収した後の破碎ごみからふるいにより不燃物等を回収する粒度選別機、破碎ごみからアルミ類を回収するアルミ選別機、回収した鉄類、アルミ類を再生、貯留するために圧縮する金属プレス機もしくは貯留、搬出する破碎磁性物貯留バンカ、破碎アルミバンカ、そして不燃物、可燃物を貯留、搬出する不燃物貯留バンカ、可燃物貯留バンカ等である。

設 備		概 要
機械設備工事	プラスチック製容器包装処理系列	受け入れたプラスチック製容器包装をごみクレーンやショベルローダ等で投入する受入ホッパ、プラスチック製容器包装を選別しやすくするために破袋するプラスチック製容器包装破袋機、破袋ごみから異物を除去する手選別コンベヤ、回収したプラスチック製容器包装を再生、貯留するために圧縮するプラスチック製容器包装圧縮梱包機、圧縮梱包品を貯留、搬出する貯留ヤード等である。
	ペットボトル処理系列	受け入れたペットボトルをごみクレーンやショベルローダ等で投入する受入ホッパ、ペットボトルを選別しやすくするために破袋、除袋するペットボトル破袋機・除袋機、破袋、除袋したごみから異物を除去する手選別コンベヤ、回収したペットボトルを再生、貯留するために圧縮するペットボトル圧縮梱包機、圧縮梱包品を貯留、搬出する貯留ヤード等である。
	びん処理系列	コンテナ収集されたびんを受け入れるコンテナ受入装置、びん入りのコンテナを搬送するコンテナ搬送装置、びん入りのコンテナを反転するコンテナ反転装置、反転されたびんを自動で色別に選別するびん自動色選別装置、もしくは手選別する手選別コンベヤ、回収したびんを貯留、搬出する貯留ヤード、そしてびんの受け入れに使用したコンテナを洗浄するコンテナ洗浄装置等である。
	缶処理系列	受け入れた缶をごみクレーンやショベルローダ等で投入する受入ホッパ、缶を選別しやすくするために破袋、除袋する缶破袋機・除袋機、破袋、除袋したごみからスチール缶を回収する磁選機、アルミ缶を回収するアルミ選別機、回収したスチール缶、アルミ缶を貯留するスチール缶ホッパ、アルミ缶ホッパ、そしてスチール缶、アルミ缶を再生、貯留するために圧縮する缶類圧縮機、プレス品を貯留、搬出する貯留ヤード等である。
	集じん・脱臭設備	除じんするためのサイクロン、バグフィルタ、排風機、そして脱臭するための脱臭装置、脱臭用排風機、機器間を接続するダクト類等である。
	給水設備	プラント用、生活用に使用する上水、工水、井水等を給水するための水槽類、ポンプ類等である。
	排水処理設備	プラットホーム及び搬出室等の床洗浄水や生活排水等を処理するための排水用スクリーン、水槽類、ポンプ類、汚泥処理装置等である。
	電気設備	これら全般のものに必要な電力を受電し、各機器の必要部（電動機など）に配電する設備である。
	計装設備	運転制御に必要な計器、操作機器、ITV、データ処理等の設備である。
土木建築工事	雑設備	場内の作業環境を保つ設置式の雑用空気圧縮機、洗車装置等である。
	建築工事 土木工事及び外構工事 建築設備工事 建築電気設備工事	設備設置に必要な建築物及び建築設備、管理棟、構内道路等である。また3Rの普及啓発等を目的として、中古品・不用品の再生を行うための設備、再生利用に必要な保管、展示、交換のための設備、ごみ・リサイクルに係る研修や情報発信ができる室、スペースも含まれる。

4) 交付金等の区分、交付要件、性能指針、交付率

事　項	内　容
交付金等の区分	○ 循環交付金（マテリアルリサイクル推進施設） ○ 施設整備交付金（マテリアルリサイクル推進施設）
交付要件、補助要件	特記事項なし
性　能　指　針	VI ごみ破碎選別施設を参照
交付率、補助率	1 / 3 ※沖縄県において循環交付金に申請する場合、1 / 2 ²

(2) ストックヤード

1) 施設概要

分別収集された資源ごみ（びん、缶、ペットボトル等）、リサイクルセンターで選別・圧縮された資源ごみを、資源として有効利用するため、搬出するまで一時的に保管する施設。（保管に必要な最小限の設備（圧縮設備、梱包設備等を含む）も対象となる）。

分別収集された資源ごみを資源化するために、処理を主体として系列毎に設備を構成する施設を計画する場合は、リサイクルセンターを参考にされたい。

2) フロー図の例

ストックヤードのフロー図の一例を下記に示す。なお、例であり設備構成は必ずしも下図に限らないことに留意されたい。

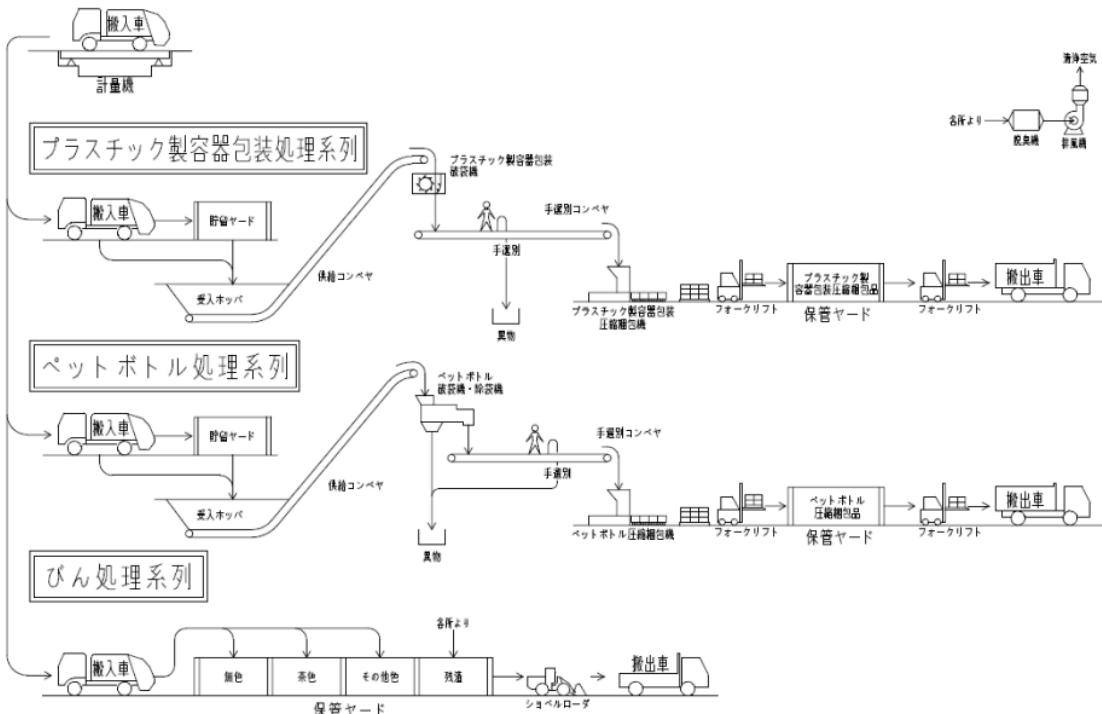


図 3-1-3 フロー図の例

3) 設備構成

主要な設備構成は以下のとおりである。

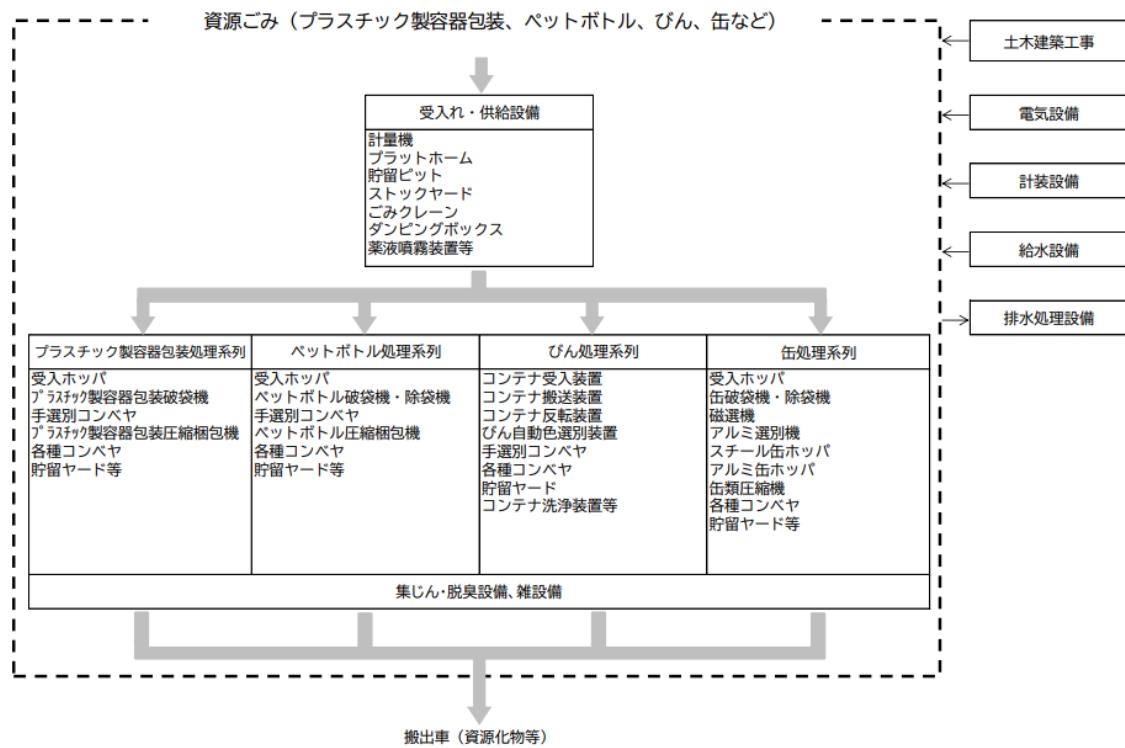


図 3-1-4 設備構成

表 3-1-2 構成設備の概要³

設 備	概 要
機械設備工事	受入れ・供給設備 搬入されるごみ量、搬出される資源化量等を計量する計量機、搬入・退出車路、ごみ収集車がストックヤードにごみを受け入れるために設けられるプラットホーム、プラットホーム等の防臭対策を行う薬液噴霧装置等である。
	プラスチック製容器包装処理系列 受け入れたプラスチック製容器包装をごみクレーンやショベルローダ等で投入する受入ホッパ、プラスチック製容器包装を選別しやすくするために破袋するプラスチック製容器包装破袋機、破袋ごみから異物を除去する手選別コンベヤ、回収したプラスチック製容器包装を再生、貯留するために圧縮するプラスチック製容器包装圧縮梱包機、圧縮梱包品を貯留、搬出する貯留ヤード等である。
	ペットボトル処理系列 受け入れたペットボトルをごみクレーンやショベルローダ等で投入する受入ホッパ、ペットボトルを選別しやすくするために破袋、除袋するペットボトル破袋機・除袋機、破袋、除袋したごみから異物を除去する手選別コンベヤ、回収したペットボトルを再生、貯留するために圧縮するペットボトル圧縮梱包機、圧縮梱包品を貯留、搬出する貯留ヤード等である。

設 備	概 要
機械設備工事	びん処理系列 コンテナ収集されたびんを受け入れるコンテナ受入装置、びん入りのコンテナを搬送するコンテナ搬送装置、びん入りのコンテナを反転するコンテナ反転装置、反転されたびんを自動で色別に選別するびん自動色選別装置、もしくは手選別する手選別コンベヤ、回収したびんを貯留、搬出する貯留ヤード、そしてびんの受け入れに使用したコンテナを洗浄するコンテナ洗浄装置等である。
	缶処理系列 受け入れた缶をごみクレーンやショベルローダ等で投入する受入ホッパ、缶を選別しやすくするために破袋、除袋する缶破袋機・除袋機、破袋、除袋したごみからスチール缶を回収する磁選機、アルミ缶を回収するアルミ選別機、回収したスチール缶、アルミ缶を貯留するスチール缶ホッパ、アルミ缶ホッパ、そしてスチール缶、アルミ缶を再生、貯留するために圧縮する缶類圧縮機、プレス品を貯留、搬出する貯留ヤード等である。
	集じん・脱臭設備 除じんするためのサイクロン、バグフィルタ、排風機、そして脱臭するための脱臭装置、脱臭用排風機、機器間を接続するダクト類等である。
	給水設備 プラント用、生活用に使用する上水、工水、井水等を給水するための水槽類、ポンプ類等である。
	排水処理設備 プラットホーム及び搬出室等の床洗浄水や生活排水等を処理するための排水用スクリーン、水槽類、ポンプ類、汚泥処理装置等である。
	電気設備 これら全般のものに必要な電力を受電し、各機器の必要部（電動機など）に配電する設備である。
	計装設備 運転制御に必要な計器、操作機器、ITV、データ処理等の設備である。
土木建築工事	雑設備 場内の作業環境を保つ設置式の雑用空気圧縮機、洗車装置等である。
土木建築工事	建築工事 土木工事及び外構工事 建築設備工事 建築電気設備工事 設備設置に必要な建築物及び建築設備、管理棟、構内道路等である。

4) 交付金等の区分、交付要件、性能指針、交付率

事 項	内 容
交付金等の区分	<input type="radio"/> 循環交付金（マテリアルリサイクル推進施設） <input type="radio"/> 施設整備交付金（マテリアルリサイクル推進施設）
交付要件、補助要件	特記事項なし
性 能 指 針	特記事項なし
付 交 率 、 補 助 率	1 / 3 ※沖縄県において循環交付金に申請する場合、1 / 2 ⁴

(5) ごみ焼却施設（ボイラ・タービン発電付）

1) 施設概要

熱分解・燃焼・溶融等の単位反応を単独又は、組み合わせて適用することにより、ごみを高温酸化し衛生的に減容化する方法で、焼却炉で発生した燃焼排ガスからボイラにて熱回収を行い、発生した蒸気で発電する方式の焼却施設です。

2) 処理フロー図の例

ごみ焼却施設（ボイラ・タービン発電付）の処理フロー図の一例を下記に示す。なお、例であり設備構成は必ずしも下図に限らないことに留意されたい。

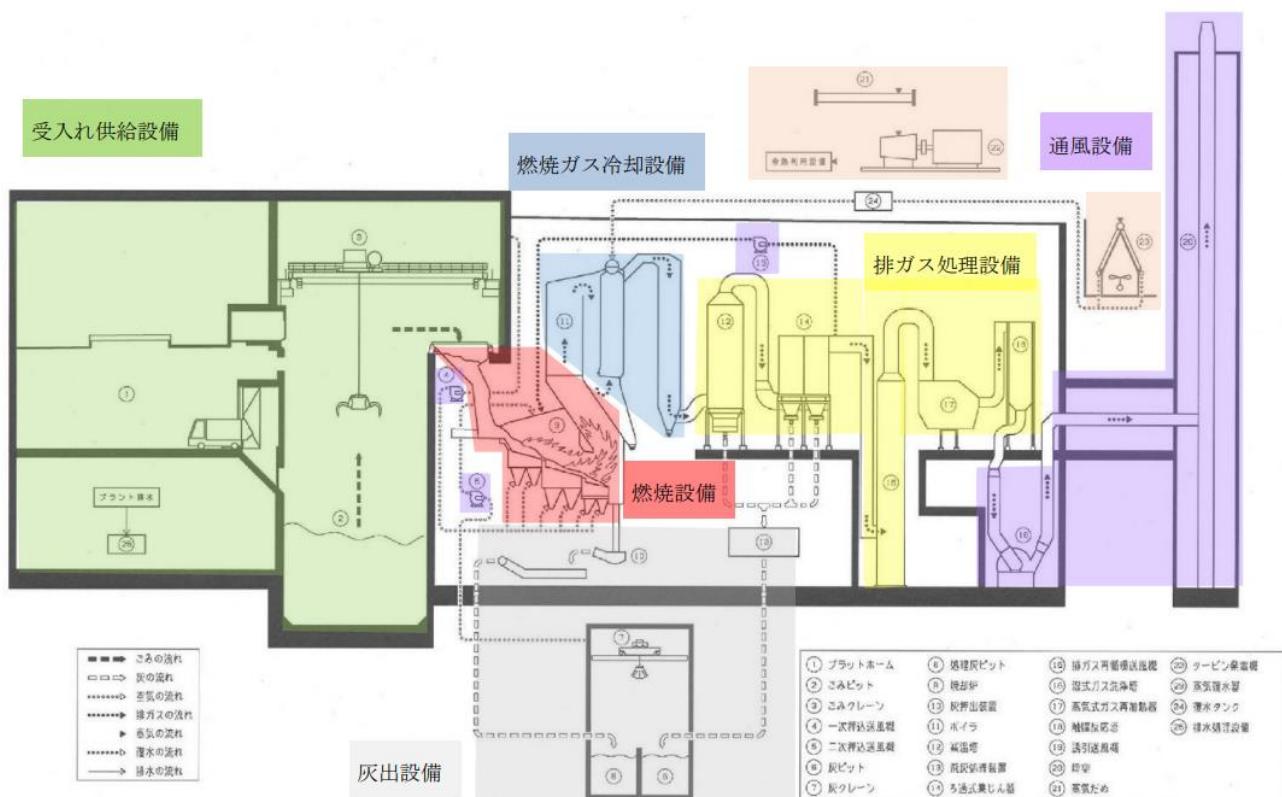


図 3-1-7 処理フロー図の例⁶

3) 設備構成

主要な設備構成は以下のとおりである。

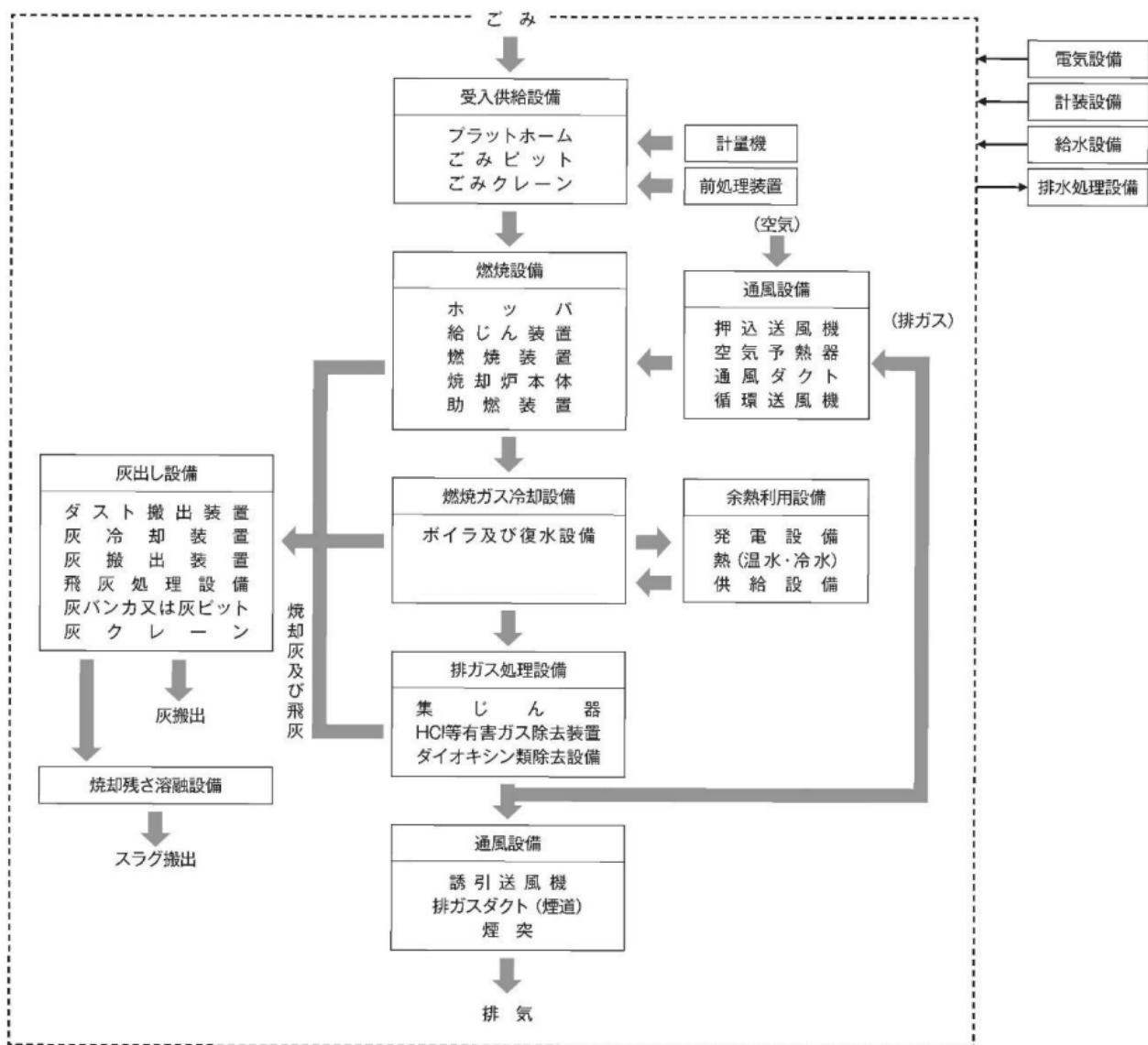


図 3-1-8 設備構成⁷⁾

表 3-1-4 構成設備の概要⁸

設 備	概 要
受入れ・供給設備	搬入されるごみ量・搬出される灰量等を計量する計量装置、搬入・退出車路、ごみ収集車がごみピットにごみを投入するために設けられるプラットホーム、プラットホームとごみピットを遮断するための投入扉、ごみを一時貯えて収集量と焼却量を調整するごみバンカあるいはごみピット及びこれらからごみをホッパに投入するごみクレーン等である。なお、ごみの質及び焼却炉の型式によっては、焼却のための前処理として、破碎・破袋等の設備を設ける場合もある。

設 備	概 要
燃 烧 設 備	炉内に供給するごみを受入れるごみホッパ、炉内にごみを円滑に供給するために設けられた給じん装置、ごみを焼却する燃焼装置、燃焼が円滑に行われるよう炉材等で構成された焼却炉本体、ごみ質の低下時、あるいは焼却炉の始動又は停止時に補助燃料を適正に燃焼するための助燃装置等で構成される。燃焼装置には、ストーカ式燃焼装置のほか、流動床式燃焼装置及び回転炉式燃焼装置等が用いられる。
燃焼ガス冷却設備	ごみの燃焼によって生じた高温の燃焼ガスを適正な温度に降下させるための設備で、ボイラを用いる廃熱ボイラ方式及び、ボイラと水噴射を併用する方式がある。
排ガス処理設備	燃焼によって発生する排ガス中に含まれるばいじんや塩化水素(HCl)等有害ガス及びダイオキシン類を除去するための集じん器や除去設備等が含まれる。
余熱利用設備	ボイラ設置の場合の余熱利用設備(発電設備・給湯・冷暖房設備)、燃焼ガスの廃熱を利用して温水を得る温水発生装置等である。
通 風 設 備	ごみを燃焼するために必要な空気を燃焼装置に送入する押込送風機及び空気ダクト(風道)、燃焼用空気を加熱する空気予熱器、燃焼した排ガスを排出する誘引送風機、排ガスを燃焼室に循環させる排ガス再循環送風機及び排ガス循環ダクト、排ガスを燃焼設備から煙突まで導くための排ガスダクト(煙道)、排ガスを大気に放出するための煙突等である。
灰 出 設 備	排ガス処理設備や燃焼ガス冷却設備等から排出されるダストを円滑かつ適正に移送するダスト搬出・貯留装置、燃焼設備で完全に焼却した焼却灰の消火と冷却を行うための灰冷却装置、焼却灰や落下灰を移送する灰コンベヤ、灰を一時貯留するための灰パンカあるいは灰ピット、灰溶融設備への灰移送装置等である。なお、灰ピットを採用した場合には灰クレーンが設けられる。
焼却残さ溶融設備 スラグ・メタル・溶融飛灰処理設備	焼却残さは必要に応じ乾燥、篩分け、磁選等の前処理を行った後に溶融炉に投入され、溶融温度以上に加熱すると液体状の溶融物となる。焼却残さ中の大部分を占める無機物質はスラグ溶融物となり、重金属類の一部はそのマトリックス中に入り込み、溶出が防止されるとともに、1/3から1/2に減容化される。 溶融処理設備は、受入れ・貯留設備、前処理設備、溶融設備、ガス冷却設備、排ガス処理設備、熱回収設備、通風設備、スラグ・メタル冷却設備、スラグ・メタル貯留・搬出設備、溶融飛灰処理設備、給水設備、排水処理設備等から構成される。なお、併設式にあっては、受入れ・貯留設備、ガス冷却設備、排ガス処理設備、通風設備、溶融飛灰処理設備、給水設備、排水処理設備等について、焼却施設と共にすることも可能な場合がある。 スラグ・メタル処理設備には、溶融炉から排出されるスラグ溶融物及びメタル溶融物の冷却、固形化を行うためのコンベヤ類、水碎式で使用される水の用水設備等、冷却、固形化された溶融スラグ及び溶融メタルを一時貯留するためのパンカやピット、搬出するためのコンベヤやクレーン、溶融スラグの再利用のために行う破碎、磁選等の後処理設備等がある。 溶融飛灰処理設備には、排ガス処理設備等で捕集した溶融飛灰を指定された方法で処理する設備である。処理方法には、セメント固化、薬剤処理、酸抽出処理がある。また、非鉄製錬会社で山元還元により金属回収する方法もある。
給 水 設 備	施設敷地内の給水供給源から各装置まで用水を供給するもので、プラント給水ポンプ、機器冷却水ポンプ等である。また、建築設備に対する用水供給もこれに含まれる。
排水処理設備	ごみ焼却施設から排出される排水を処理するもので、再利用及び放流先の条件に対応できるように種々の装置を組み合わせて処理される。
電 気 設 備	これら全般のものに必要な電力を受電し、各機器の必要部(電動機など)に配電するものであり、計装制御設備は施設の運転・制御に必要な設備である。
そ の 他	各種の給水ポンプ・油圧ポンプ・コンプレッサ等の共通設備をはじめ、洗車設備、脱臭設備などが必要に応じて設置される。

4) 交付金等の区分、交付要件、性能指針、交付率

a. エネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率1／2）の対象施設として整備する場合

事　　項	内　　容
交付金等の区分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環交付金（エネルギー回収型廃棄物処理施設） ○ 施設整備交付金（エネルギー回収型廃棄物処理施設） ○ 二酸化炭素交付金（エネルギー回収型廃棄物処理施設） ○ 二酸化炭素補助金（エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業） <p>ただし、原則として、二酸化炭素交付金に交付申請する場合は、二酸化炭素交付金を活用し、平成31年度中に同交付金交付要綱別表1の1項の事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業）により施設本体の整備に着手する場合に限る⁹</p>
交付要件、補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理の広域化・集約化について検討を行うこと ・ PFI等の民間活用の検討を行うこと ・ 一般廃棄物会計基準を導入すること ・ 廃棄物処理の有料化の導入を検討すること ・ エネルギー回収率26.0%相当以上（規模により異なる。なお、二酸化炭素交付金、二酸化炭素補助金を利用する場合は22.0%相当以上） ・ 災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること（二酸化炭素交付金、二酸化炭素補助金を利用する場合は不要） ・ 一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安（表3-2-1 一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安）に適合するよう努めること ・ 施設のエネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については、表3-2-2 施設のエネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量の基準に適合すること ・ 施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること
性　能　指　針	IV ごみ焼却施設を参照
交　付　率　、　補　助　率	表3-1-5 設備毎の交付率等を参照

表 3-1-5 設備ごとの交付率等¹⁰

設 備	主 な 機 器	交付金等種類			
		循環交付 金	施設整備 交付金	二酸化炭 素交付金	二酸化炭 素補助金
受入れ供給設備	ごみピット、ごみクレーン、前処理破碎機等	1／3	1／3	1／2	1／2
燃 燃 設 備	ごみ投入ホッパ、給じん装置、燃焼装置、焼却炉本体等	1／3	1／3	1／2	1／2
燃焼ガス冷却設備	ボイラ本体、ボイラ給水ポンプ、脱気器、脱気器給水ポンプ、蒸気復水器、及び付属する機器等	1／2	1／2	1／2	1／2
排ガス処理設備	集じん設備、有害ガス除去設備、NOx 除去設備、ダイオキシン類除去設備等	1／3 ^{注1)}	1／3 ^{注1)}	1／2 ^{注1)}	1／2 ^{注1)}
余熱利用設備	発電設備及び付帯する機器	1／2	1／2	1／2	1／2
	熱及び温水供給設備	1／2	1／2	1／2	1／2
通 風 設 備	押込送風機、二次送風機、空気予熱器、風道等高効率な燃焼に係る機器	1／3	1／3	1／2	1／2
	誘引送風機	1／3	1／3	1／2	1／2
	煙道、煙突	1／3	1／3	1／3	1／3
灰 出 設 備	灰ピット、飛灰処理設備等	1／3	1／3	1／3	1／3
焼却残さ溶融設備 スラグ・メタル・溶融飛灰処理設備	溶融設備(灰溶融炉本体ほか)、スラグ・メタル・溶融飛灰処理設備等	1／3	1／3	1／3	1／3
給 水 設 備	水槽、ポンプ類等	1／3	1／3	1／3	1／3
	飲料水製造装置(RO 膜処理装置等)等	1／3	1／3	1／3	1／3
排水処理設備	水槽、ポンプ類等	1／3 ^{注2)}	1／3 ^{注2)}	1／3 ^{注2)}	1／3 ^{注2)}
	放流水槽等	1／3 ^{注2)}	1／3 ^{注2)}	1／3 ^{注2)}	1／3 ^{注2)}
	高度排水処理装置(RO 膜処理装置等)等	1／3 ^{注2)}	1／3 ^{注2)}	1／2 ^{注2)}	1／2 ^{注2)}
電 気 設 備	受変電設備、電力監視設備等高効率発電に係る機器 1 炉立上げ可能な発電機	1／2	1／2	1／2	1／2
	その他	1／3	1／3	1／3	1／3
計 装 設 備	自動燃焼制御装置等高効率な発電に係る機器	1／3	1／3	1／2	1／2

設 備	主 な 機 器	交付金等種類			
		循環交付 金	施設整備 交付金	二酸化炭 素交付金	二酸化炭 素補助金
	その他	1／3	1／3	1／3	1／3
雜 設 備		1／3	1／3	1／3	1／3
土木建築工事設備	強靱化に伴う耐水性に係る建築構造	1／2	1／2	1／3	1／3
	その他	1／3	1／3	1／3	1／3

注 1) 湿式法による排ガス処理設備は交付対象外とする。

注 2) 湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分は交付対象外とする。

ただし、注1、注2については令和2年3月31日以前に、施設整備に関する計画支援事業等を実施している場合はこの限りではない。

※沖縄県において循環交付金に交付申請する場合、各設備とも1／2¹¹

b. エネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率1／3）の対象施設として整備する場合

事 項	内 容
交 付 金 等 の 区 分	<input type="radio"/> 循環交付金（エネルギー回収型廃棄物処理施設） <input type="radio"/> 施設整備交付金（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
交 付 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の広域化・集約化について検討を行うこと ・PFI等の民間活用の検討を行うこと ・一般廃棄物会計基準を導入すること ・廃棄物処理の有料化の導入を検討すること ・エネルギー回収率22.0%相当以上（規模により異なる） ・施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること ・交付限度額に対する単年度交付額の平準化について検討を行うこと（令和8年度以降着工のものに限る）
性 能 指 針	IV ごみ焼却施設を参照
交 付 率	1／3 ※沖縄県において循環交付金に交付申請する場合、1／2 ¹²

(6) ごみ焼却施設（水噴射式）

1) 施設概要

熱分解・燃焼・溶融等の単位反応を単独又は、組み合わせて適用することにより、ごみを高温酸化し衛生減容化する方法で、焼却炉で発生した燃焼排ガスを冷却水の噴霧により冷却減温する方式の焼却施設。

2) 処理フロー図の例

ごみ焼却施設（水噴射式）の処理フロー図の一例を下記に示す。なお、例であり設備構成は必ずしも下図に限らないことに留意されたい。

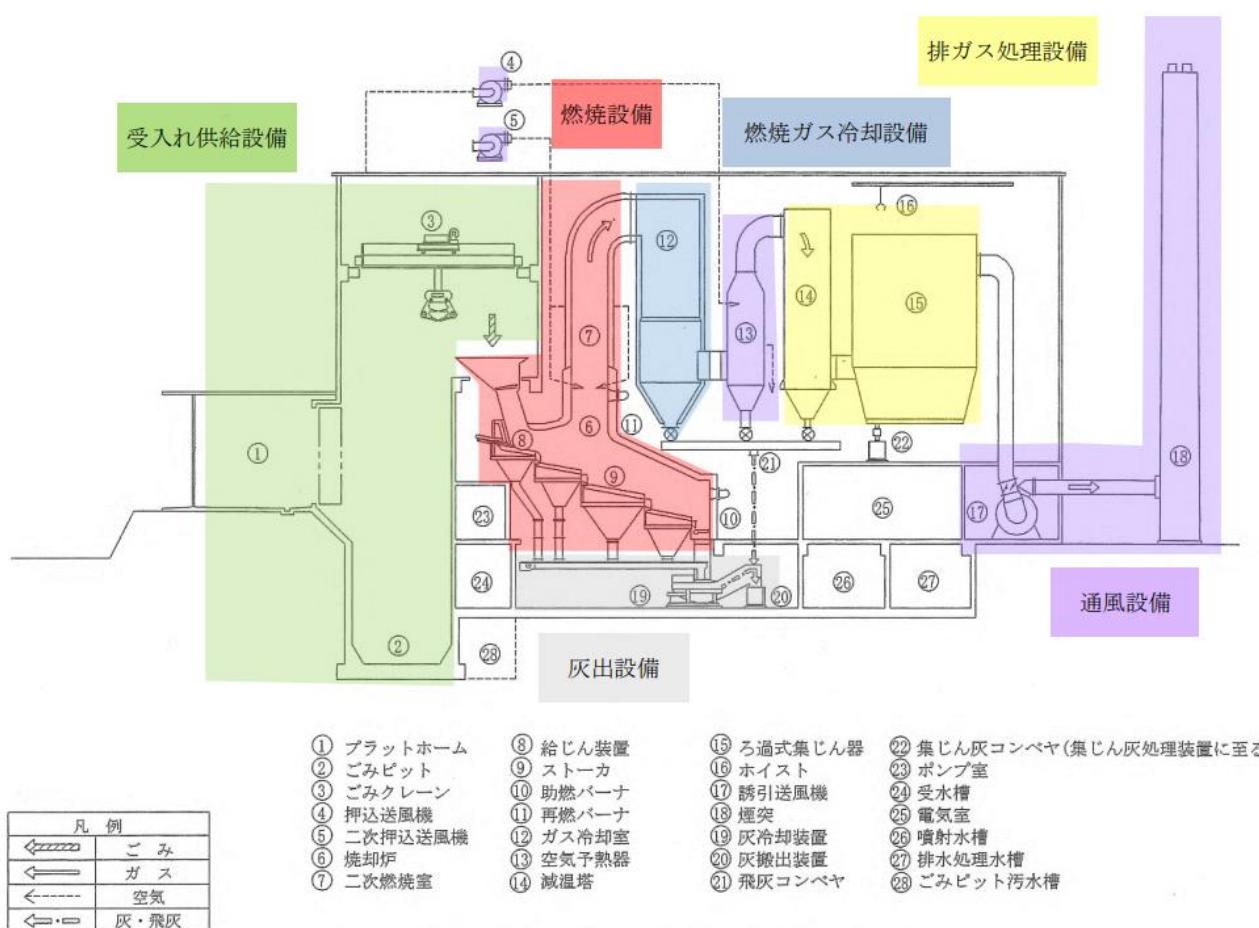


図 3-1-9 処理フロー図の例¹³

3) 設備構成

主要な設備構成は以下のとおりである。

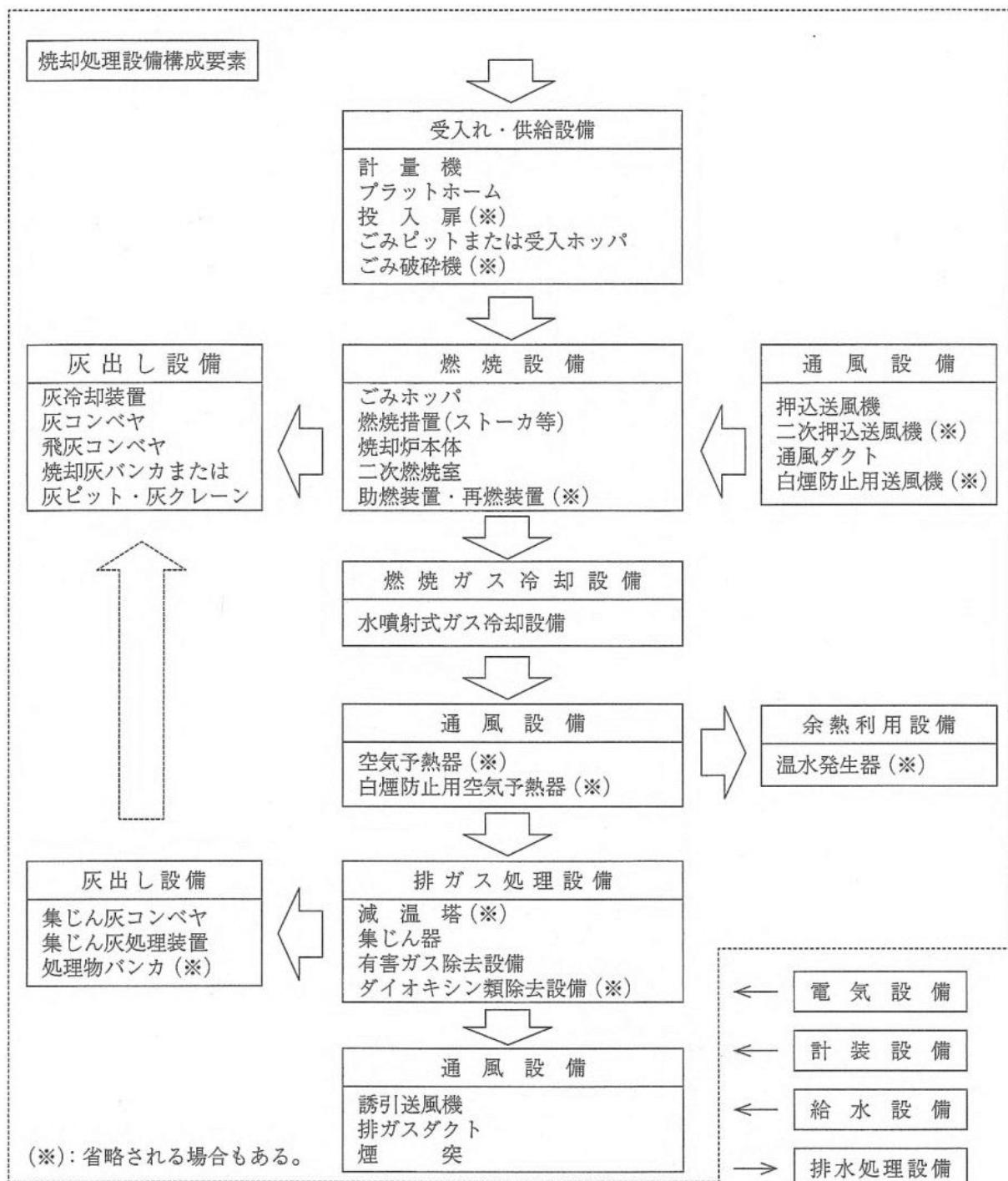


図 3-1-10 設備構成¹⁴

表 3-1-6 構成設備の概要¹⁵

設 備	概 要
受入れ・供給設備	搬入されるごみ量・搬出される灰量等を計量する計量装置、搬入・退出車路、ごみ収集車がごみピットにごみを投入するために設けられるプラットホーム、プラットホームとごみピットを遮断するための投入扉、ごみを一時貯えて収集量と焼却量を調整するごみバンカあるいはごみピット及びこれらからごみをホッパに投入するごみクレーン等である。なお、ごみの質及び焼却炉の型式によっては、焼却のための前処理として、破碎・破袋等の設備を設ける場合もある。
燃 燃 設 備	炉内に供給するごみを受入れるごみホッパ、炉内にごみを円滑に供給するために設けられた給じん装置、ごみを焼却する燃焼装置、燃焼が円滑に行われるよう炉材等で構成された焼却炉本体、ごみ質の低下時、あるいは焼却炉の始動又は停止時に補助燃料を適正に燃焼するための助燃装置等で構成される。燃焼装置には、ストーカ式燃焼装置のほか、流動床式燃焼装置及び回転炉式燃焼装置等が用いられる。
燃焼ガス冷却設備	ごみの燃焼によって生じた高温の燃焼ガスを適正な温度に降下させるための設備で、燃焼ガス中に水を噴射して行う水噴射方式がある。
排ガス処理設備	燃焼によって発生する排ガス中に含まれるばいじんや塩化水素 (HCl) 等有害ガス及びダイオキシン類を除去するための集じん器や除去設備等が含まれる。
余熱利用設備	燃焼ガスの廃熱を利用して温水を得る温水発生装置等である。
通 風 設 備	ごみを燃焼するために必要な空気を燃焼装置に送入する押込送風機及び空気ダクト（風道）、燃焼用空気を加熱する空気予熱器、燃焼した排ガスを排出する誘引送風機、排ガスを燃焼室に循環させる排ガス再循環送風機及び排ガス循環ダクト、排ガスを燃焼設備から煙突まで導くための排ガスダクト（煙道）、排ガスを大気に放出するための煙突等である。
灰 出 設 備	排ガス処理設備や燃焼ガス冷却設備等から排出されるダストを円滑かつ適正に移送するダスト搬出・貯留装置、燃焼設備で完全に焼却した焼却灰の消火と冷却を行うための灰冷却装置、焼却灰や落下灰を移送する灰コンベヤ、灰を一時貯留するための灰バンカあるいは灰ピット、灰溶融設備への灰移送装置等である。なお、灰ピットを採用した場合には灰クレーンが設けられる。
給 水 設 備	施設敷地内の給水供給源から各装置まで用水を供給するもので、プラント給水ポンプ、機器冷却水ポンプ等である。また、建築設備に対する用水供給もこれに含まれる。
排水処理設備	ごみ焼却施設から排出される排水を処理するもので、再利用及び放流先の条件に対応できるように種々の装置を組み合わせて処理される。
電 気 設 備	これら全般のものに必要な電力を受電し、各機器の必要部（電動機など）に配電するものであり、計装制御設備は施設の運転・制御に必要な設備である。
そ の 他	各種の給水ポンプ・油圧ポンプ・コンプレッサ等の共通設備をはじめ、洗車設備・脱臭設備などが必要に応じて設置される。

4) 交付金等の区分、交付要件、性能指針、交付率

事　　項	内　　容
交付金等の区分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環交付金（エネルギー回収型廃棄物処理施設） ○ 施設整備交付金（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
交　付　要　件	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理の広域化・集約化について検討を行うこと ・ P F I 等の民間活用の検討を行うこと ・ 一般廃棄物会計基準を導入すること ・ 廃棄物処理の有料化の導入を検討すること ・ エネルギー回収率 22.0% 相当以上（規模により異なる） ・ 施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること ・ 交付限度額に対する単年度交付額の平準化について検討を行うこと（令和 8 年度以降着工のものに限る）
性　能　指　針	IV ごみ焼却施設を参照
交付率、補助率	1 / 3 ※沖縄県において循環交付金に交付申請する場合、1 / 2 ¹⁶

a. エネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率 1 / 2）またはエネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率 1 / 3）の対象施設として整備する場合

(a) 交付要件、性能指針、交付率等

（4）ごみ焼却施設（ボイラ・タービン発電付）と同様

(b) エネルギー回収率

「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和 3 年 4 月改訂）」P36 表 4-2 対象となる熱利用形態の比較における、第 2 列の「エネルギー回収型廃棄物処理施設（高効率エネルギー回収）（交付率 1 / 2）」、および第 3 列の「エネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率 1 / 3）」をそれぞれ参照にされたい。

3-5 施設整備に関する計画支援事業

1) 事業概要

交付対象事業である施設整備事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等（施設の集約化に係るものを含む）を行うもの

2) 対象事業

施設を整備するに当たって直接関係のある事業のうち、事業主体となる市町村等が行う事業で、地域計画の承認後（内示後）に行われる事業。

（例）

- ・ 用地、地質、地盤、地下水、埋蔵文化財等の調査及び測量業務
- ・ 環境アセスメント（生活環境影響調査及び条例アセスを含む）
- ・ 基本設計、発注仕様書の作成
- ・ 廃焼却炉解体前のダイオキシン類調査・アスベスト調査
- ・ PFI 事業者選定アドバイザリー

次の業務・事業・手続きに係るものは対象とならない。

- ① 一般廃棄物処理計画や地域計画の作成に係る業務
- ② 各種ソフト事業（例：処理システム検討に関する事業、有料化導入等に関する事業等）
- ③ 各種法令に基づく諸手続き（例：農地転用、都市計画決定等）

上記②及び③については地域計画作成後に行われる事業であっても対象とならない。

表 3-4-1 計画支援事業の対象、非対象の例

事業の種別	対象	備考
施設整備に必要な事前作業		
建設用地の決定		
必要用地の計画諸元決定、用地選定	×	
費用対効果分析、LCC分析		
費用対効果分析書作成	×	
LCC分析書作成	×	
基幹的設備改良事業のための調査		
精密機能検査	×	
長寿命化計画（延命化計画、施設保全計画）の策定	×	
廃焼却施設解体に必要な作業		
焼却施設解体のための調査		
解体工事に伴うダイオキシン類調査	○	
解体工事に伴うアスベスト調査	○	

事業の種別	対象	備考
廃焼却施設解体		
財産処分申請手続き	×	
解体撤去工事発注仕様書作成	○	
解体工事	△	工事費（廃焼却施設解体費）で対応
解体工事中のダイオキシン等の作業環境測定	△	工事費（廃焼却施設解体費）で対応
解体撤去工事施工監理	△	事務費で対応
撤去物の処理費用	△	工事費（廃焼却施設解体費）で対応
施設整備に関する諸手続き作業		
建設用地に関する調査		
土地利用に関する各種法令に基づく手続き		
農地転用	×	
林地開発等	×	
都市計画決定	×	
埋蔵文化財調査	○	
電波障害調査	○	
土壤汚染調査	○	
測量	○	
地質調査	○	
造成計画	○	
用地取得に係る補償費算定	○	用地取得が交付対象と認められているものに限る
生活環境影響調査	○	・住民説明会等の一般事務に相当するものは対象外 ・地域住民のための自主調査は対象外
事業運営に関する作業		
事業運営方法決定		
PFI導入可能性調査	○	
PFI事業者選定アドバイザリー	○	入札等の一般事務に相当するものは対象外
施設整備に関する作業		
処理施設内容決定に関する調査		
施設整備事業基本計画	○	
性能発注方式（発注仕様書方式）		
処理技術実態調査	○	
処理施設基本設計	○	
発注仕様書作成	○	
図面発注方式（実施設計作成方式）		
処理技術実態調査	○	
処理施設基本設計	○	
実施設計書作成	○	
施設建設工事	△	工事費で対応
施工監理		
書類審査	△	事務費で対応
現場監理	△	事務費で対応
性能確認	△	事務費で対応
事後調査（生活環境影響調査）	×	

事業の種別	対象	備考
廃棄物処理施設の集約化に係る調査	△	
集約化に係る基礎調査、基本構想策定等	△	
地域概況の整理、各種情報整理	○	他事例調査、技術情報整理等
ごみ処理、施設等の現状及び課題整理	○	
人口及びごみ排出量等の将来予測	○	各自治体の既存データ集計等
ごみ処理の集約化等の方向性	○	範囲、方式（一組、連合、委託）等
ごみ処理施設整備に係る比較検討	○	
余熱利用等に係る比較検討	○	余熱所要量の概算調査等
施設整備・運営維持管理費試算、財源検討	○	
建設候補地選定	△	
戦略環境アセス（SEA）	○	
候補用地測量	○	地積等資料調査（公図確認）等
地質調査、土壤汚染調査	○	各敷地代表ポーリング調査等
埋蔵文化財調査	○	埋分包蔵地等の文献調査等
収集運搬計画検討	○	
各方式の利点欠点整理、課題のとりまとめ	○	
集約化に係る関係自治体の連絡会の開催等	○	
過渡期の対応検討（他自治体や民間委託等）	○	
広域実施組織等の設立等	△	
広域実施組織の設立事務費	×	
新組織の検討事務（事務範囲、約款等検討）	×	
その他の事務費、初度調弁等	×	
基金積み立て等	×	
既存組織解散等（解散する場合）	△	
財産処分の取扱検討、協議等	×	
違約金等（発生する場合）	×	
住民等への説明	△	
集約化に係る説明会の実施等	×	
一般廃棄物処理計画等作成	×	
循環型社会形成推進地域計画作成等	×	
3R推進に関する作業（検討、ソフト事業等）	×	
交付要件に係る検討、作業	△	
一般廃棄物会計基準の導入作業	×	
ごみ有料化の検討	×	

○…対象、△…工事費(事務費等)で対応、×…対象とならない

3) 支付金等の区分、交付要件、交付率

事 項	内 容
交付金等の区分	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 循環交付金（施設整備に関する計画支援事業） <input type="radio"/> 施設整備交付金（施設整備に関する計画支援事業） <input type="radio"/> 二酸化炭素交付金（施設整備に関する計画支援事業）
交 付 要 件	特記事項無し
交 付 率	<p>1／4</p> <p>※ 令和8年度までの間に限り、1／3⁵²</p> <p>沖縄県において循環交付金に交付申請する場合、1／2⁵³</p> <p>離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島については事業により1／2、1／3⁵³</p>

第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率1/2）の交付要件

平成26年度から、災害対策の強化に資するエネルギー効率の高い施設について、交付率を対象事業費の1/2とする。その趣旨は以下のとおりである。

- 焚却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保することとしており、期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値を、19%（2017年度見込）から21%（2022年度）とするほか、廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に共有している施設の割合を40%（2017年度見込）から46%（2022年度）とする重点目標を設定している。
- 上記を踏まえ、エネルギー回収型廃棄物処理施設における、高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に対する交付率1/2の要件は、以下のとおりとする。
- 平成31年3月改訂において見直しを行った「エネルギー回収率」、「発電効率又は熱回収率」については、2019年度以降に循環型社会形成推進交付金交付要綱別表1の18項の事業（以下、「施設整備に関する計画支援事業」という。）等を活用して計画を策定した場合に適用するものとする。

（1）ごみ焼却施設（ボイラ式焼却施設、水噴射式焼却施設）

- エネルギー回収率26.0%相当以上（規模により異なる。なお、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圈構築促進事業）を利用する場合は、表3-1を参照すること。）
 - 整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること（なお、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圈構築促進事業）を利用する場合は、設置する必要はない）
 - 二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めること
 - 施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること
- ※「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するもの

3-1 ごみ焼却施設のエネルギー回収率

エネルギー回収率（発電効率と熱利用率の和）26.0%相当以上（規模により異なる）の施設に限るは以下のとおりとする。なお、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圈構築促進事業）を利用する場合は、表3-1を参照すること。

■エネルギー回収率の交付要件

エネルギー回収率 26.0%は、施設規模 1,000t/日超の数値である。施設規模が小さい施設では、タービン発電機の効率の低下等により発電効率が低下するため、交付要件は施設規模別に設定し、表 3-1 のエネルギー回収率を満足するものとする。但し、平成 30 年度以前に施設整備に関する計画支援事業等を活用して、既に計画を策定した場合については、表 3-1 のうち循環型社会形成推進交付金又は二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の括弧内に示したエネルギー回収率を満足するものとする。また、令和元年度以前に二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱（令和 2 年 3 月 31 日環循適発第 2003311 号事務次官通知）別表第 1 の第 3 項の施設整備に関する計画支援事業又は第 4 項の廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業を実施している場合については、表 3-1 のうち二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の括弧内に示したエネルギー回収率を満足するものとする。

表 3-1 エネルギー回収率の交付要件

施設規模 (t/日)	エネルギー回収率 (%)		
	循環型社会形成 推進交付金	二酸化炭素排出 抑制対策事業費 交付金	二酸化炭素排出 抑制対策事業費等 補助金
100 以下	17.0 (15.5)	11.5 (10.0)	11.5 (10.0)
100 超、150 以下	18.0 (16.5)	14.0 (12.5)	14.0 (12.5)
150 超、200 以下	19.0 (17.5)	15.0 (13.5)	15.0 (13.5)
200 超、300 以下	20.5 (19.0)	16.5 (15.0)	16.5 (15.0)
300 超、450 以下	22.0 (20.5)	18.0 (16.5)	18.0 (16.5)
450 超、600 以下	23.0 (21.5)	19.0 (17.5)	19.0 (17.5)
600 超、800 以下	24.0 (22.5)	20.0 (18.5)	20.0 (18.5)
800 超、1000 以下	25.0 (23.5)	21.0 (19.5)	21.0 (19.5)
1000 超、1400 以下	26.0 (24.5)	22.0 (20.5)	22.0 (20.5)
1400 超、1800 以下	27.0 (25.5)	23.0 (21.5)	23.0 (21.5)
1800 超	28.0 (26.5)	24.0 (22.5)	24.0 (22.5)

※廃棄物処理施設整備交付金も循環型社会形成推進交付金と同様の取扱いとする。

- 白煙の発生を防止している施設では、回収されたエネルギーが排ガスや白煙防止用空気の加熱等に消費されるため、発電効率が低下する。一方、白煙は、排ガス中の水分が大気中での拡散過程で凝縮、可視化したものである。よって、白煙の発生によって航路障害等の支障が発生するような場合を除き、原則として白煙防止条件を設定せず、より高効率なエネルギー回収を推進するよう努めること。なお、2021 年度から、エネルギー効率を最大化する観点から、白煙防止装置は交付対象外とした。
- 排水クローズドシステムを採用した場合、施設内排水を減温塔で噴霧蒸発処理するためボイラ出口排ガス温度が高めの設定となり、ボイラ効率が低下する。施設の計画に当たっては、より効率的なエネルギー回収のため、できる限り施設内排水は適正処理し、再利用した後、下水道等へ放流することを検討すること。特に生活排水や洗車排水等についてはこうした配慮が求められる。

また、クローズドシステムを採用する場合には、膜処理等の高度排水処理技術導入により再利用水の利用用途を広げ、減温塔噴霧水の減少、発電効率の向上を検討し、20 年間の LCC 評価により効果があると判断された場合は導入を検討すること。

3-6 高効率エネルギー回収に必要な設備構成

交付率が 1/2 の対象となる設備は、高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に限る。

【解説】

- 焼却施設において、高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備の交付率は 1/2 となる。それらの主要な要件は以下のとおりである。
 - ・低空気比による安定した燃焼
 - ・ボイラ蒸気条件の高温高圧化
 - ・ボイラ効率の向上
 - ・蒸気の効率的利用
 - ・タービン内部効率の向上
 - ・余熱回収装置の能力の向上
- 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圈構築促進事業先進的設備導入推進事業）を利用する場合は、以下の設備についても補助率が 1/2 となる。なお、2019 年度以前に施設整備に係る工事発注の公示を行ったものについては、主な施設整備の交付事業が循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金または二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の場合も、以下の設備が補助対象となる。
 - ・電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備（EV 収集車・船舶は差額の 2/3 補助）
 - ・熱導管等廃棄物の焼却により生じた熱を利活用するための設備
- メタンガス化施設の交付率は 1/2 となる。
- メタンガス化施設と焼却施設を併設する場合は、各々の施設において交付率は 1/2 となる。
- 強靭性を備えた耐水性の土木建築物について、その交付率は 1/2 となる。
- 設備区分別の交付率は、原則として、表 3-3、3-4、3-5、3-6 のとおりとする。
- なお、平成 27 年度以降にエネルギー回収型廃棄物処理施設（本体事業）又は同事業に係る施設整備に関する計画支援事業の交付決定を受けたものについては、平成 27 年 3 月のマニュアル改訂において設備区分別の交付率の見直しを行っている。設備区分は、「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き（標準発注仕様書及びその解説） エネルギー回収推進施設編 ごみ焼却施設（第 2 版）」及び「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き（標準発注仕様書及びその解説） エネルギー回収推進施設バイオガス化施設（第 2 版）」における、第 2 章 機械設備工事仕様の章・節の区分に従った。なお、燃焼設備は、ガス化溶融方式の場合、燃焼溶融設備と読み替えるものとする。

表 3-3-1 設備区分別の交付率（焼却施設単独：循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金）

工事区分	設備区分	代表的な機械等の名称	交付率		高効率エネルギー回収のための方策例
			1/2	1/3	
機械設備工事	第2節 受入れ供給設備	ごみピット、ごみクレーン、前処理破碎機等		○	ごみの攪拌・均質化による安定燃焼
	第3節 燃焼設備*	ごみ投入ホッパ、給じん装置、燃焼装置、焼却炉本体等		○	炉体冷却及び熱回収能力の向上
	第4節 燃焼ガス冷却設備	ボイラ本体、ボイラ給水ポンプ、脱気器、脱気器給水ポンプ、蒸気復水器、及び付属する機器等	○		高温高压ボイラの採用 低温エコノマイザの採用 タービン排気復水器能力向上
	第5節 排ガス処理設備	集じん設備、有害ガス除去設備、NOx 除去設備、ダイオキシン類除去設備等		○ 注1)	低温型触媒の採用
	第6節 余熱利用設備	発電設備及び付帯する機器	○		抽気復水タービンの採用
		熱及び温水供給設備	○		潜熱蓄熱搬送、蒸気・温水供給等
	第7節 通風設備	押込送風機、二次送風機、空気予熱器、風道等高効率な燃焼に係る機器		○	高効率な燃焼空気供給方法の採用 排ガス再循環の採用
		誘引送風機、煙道、煙突		○	
	第8節 灰出設備	灰ピット、飛灰処理設備等		○	
	第9節 焼却残さ溶融設備 スラグ・メタル・溶融飛灰処理設備	溶融設備（灰溶融炉本体ほか）、スラグ・メタル・溶融飛灰処理設備等		○	
	第10節 給水設備	水槽、ポンプ類等		○	
		飲料水製造装置（RO 膜処理装置等）等		○	災害廃棄物の受け入れに必要な設備に限る
	第11節 排水処理設備	水槽、ポンプ類等		○ 注2)	
		放流水槽等		○ 注2)	災害廃棄物の受け入れに必要な設備に限る
		高度排水処理装置（RO 膜処理装置等）等		○ 注2)	排水無放流時でも高効率発電が可能
	第12節 電気設備	受変電設備、電力監視設備等高効率発電に係る機器 1炉立上げ可能な発電機	○		
		その他		○	
	第13節 計装設備	自動燃焼制御装置等高効率な発電に係る機器		○	自動燃焼制御による低空気比での安定燃焼
		その他		○	

工事区分	設備区分	代表的な機械等の名称	交付率		高効率エネルギー回収のための方策例
			1/2	1/3	
	第 14 節 雑設備			○	
土木建築工事仕様	強靭化に伴う耐水性に係る建築構造		○		
	その他			○	

※ ガス化溶融方式の場合、燃焼溶融設備と読みかえるものとする。

注 1) 濡式法による排ガス処理設備は交付対象外とする。

注 2) 濡式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分は交付対象外とする。

ただし、注 1、注 2 については令和 2 年 3 月 31 日以前に、施設整備に関する計画支援事業等を実施している場合はこの限りではない。

第4章 エネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率1/3）の交付要件

平成25年度まで実施されていた交付金メニュー「エネルギー回収推進施設」について、「エネルギー回収型廃棄物処理施設」との統合に伴い、ごみ焼却施設の交付要件を見直した。新しい交付要件は以下のとおり。

ごみ焼却施設（ボイラ式焼却施設、水噴射式焼却施設）

■エネルギー回収率22.0%相当以上（規模により異なる。）

■施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること

※「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するもの

4-1 ごみ焼却施設のエネルギー回収率

エネルギー回収率（発電効率と熱利用率の和）22.0%相当以上（規模により異なる）の施設に限る。

【解説】

○ 施設規模別の交付要件

エネルギー回収率22.0%は、施設規模1,000t/日程度の数値である。施設規模が小さい施設では、タービン発電機の効率の低下等により発電効率が低下するため、交付要件は施設規模別に設定し、表4-1のエネルギー回収率を満足するものとする。ただし、平成30年度以前に施設整備に関する計画支援事業等を活用して、既に計画を策定した場合又は令和元年度以前に二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱（令和2年3月31日環循適発第2003311号事務次官通知）別表第1の第3項の施設整備に関する計画支援事業又は第4項の廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業を実施している場合については、表4-1のうち括弧内に示したエネルギー回収率を満足するものとする。

表4-1 エネルギー回収率の交付要件

施設規模(t/日)	エネルギー回収率(%)
100以下	11.5(10.0)
100超、150以下	14.0(12.5)
150超、200以下	15.0(13.5)
200超、300以下	16.5(15.0)
300超、450以下	18.0(16.5)
450超、600以下	19.0(17.5)
600超、800以下	20.0(18.5)
800超、1000以下	21.0(19.5)
1000超、1400以下	22.0(20.5)
1400超、1800以下	23.0(21.5)
1800超	24.0(22.5)

表4-2に対象となる熱利用形態の比較を示す。

	エネルギー回収型廃棄物処理施設 (高効率エネルギー回収)	エネルギー回収型廃棄物処理施設	エネルギー回収推進施設
交付率	1/2	1/3	1/3
焼却の方式	ボイ式・水噴射式	ボイ式・水噴射式*	ボイ式・水噴射式
エネルギー回収の交付要件	表 3-1	表 4-1	発電効率又は熱回収率 10%
災害廃棄物処理体制の強化	必要	必要に応じて	必要に応じて
発電/熱利用の等価係数	0.46	0.46	—
対象となる熱利用形態 (○: 対象、×: 対象外、△: 都度検討)			
施設外利用	場外給湯 (温水プール等)	○	○
	場外冷暖房	○	○
	地域冷暖房	○	○
	温室熱源	○	○
	その他	○	○
施設内利用	工場棟給湯	○	○
	工場棟冷暖房	○	○
	管理棟	○	○
	リサイクルセンター	○	○
	ロードヒーティング	○	○
	破碎施設防爆	○	—
	洗車用スチームクリーナー	○	—
	その他	△	△
プラント利用	燃焼用空気予熱	×	×
	排ガス再加熱	×	×
	蒸気タービン発電	○	—
	炉内クリンカ防止	×	—
	ストップロワ	×	—
	脱気器加熱	×	—
	脱水汚泥乾燥	×	×
	白煙防止空気加	×	△
	熱		
	その他	×	×
			△

表 4-2 対象となる熱利用形態の比較

* 離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域又は過疎地域等の地理的、社会的な条件により施設の集約等が困難な場合には、平成 25 年度までの「エネルギー回収推進施設」と同様の計算方法で、発電効率又は熱回収率 10%以上を交付要件とする。

5. 10年先以降の一般廃棄物輸送コストの低減を調査・検討及び事例比較したことがわかる資料一式

環境部 クリーンセンター建設推進課

該当する資料はございません。